

経営強化計画の履行状況報告書

令和2年6月



目 次

1. 令和2年3月期決算の概要	
(1) 経営環境	1
(2) 決算の概要	1
2. 経営改善に係る数値目標の実績	
(1) 収益性を示す指標	3
(2) 業務の効率性を示す指標	3
3. 経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況	5
4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況	
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策	26
(2) リスク管理の体制の強化のための方策	26
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策	31
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策	33
(5) 情報開示の充実のための方策	33
5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	34
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	35
(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	38
6. 剰余金処分の方針	40
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況	
(1) 経営管理に係る体制	41
(2) 各種のリスク管理の状況	42

1. 令和2年3月期決算の概要

(1) 経営環境

当組合の主たる営業地域であります山梨県内の経済状況は、当初、緩やかな景気回復が期待されておりましたが、年明けとともに始まった新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、足元の経済活動は急激に抑制されております。また、先行きについても不透明であり、更なる感染の拡大や景気の下振れリスクにも十分な注意が必要な状況となっております。このような経済状況は、私どもにとっても未だ経験したことのないことであり、私どもの主たるお取引先である中小規模事業者や個人事業主の皆様方においても、幅広い業種に、かつて無いほどの甚大な被害を及ぼしております。

しかし、私どもといたしましては、こうした時にこそ、相互扶助の精神に基づいた信用組合としての本領を発揮し、地域に密着した金融機関として、その最大の使命である中小規模事業者及び個人のお客様に対する金融支援に全力を尽くすことが今、強く求められていると再認識しているところであります。

こうした中、令和2年3月期は経営改善に向け、かつてない速度で、業務改革や構造改革に取り組んでまいりましたが、店舗や人員態勢の見直しはもとより、不良債権処理については前倒しで目標を達成するなど計画は順調に推移いたしました。この結果、収益力の強化と資産の健全化に向けた取組みは一段と進捗し、経営の安定性や持続可能性は、より一層高まったと考えます。

令和2年度は、平成30年度に策定した3カ年計画である「第4次経営強化計画」「経営改革プラン」の最終年度となりますが、「第4次経営強化計画」の施策の一つひとつを着実に実践し、信用組合の原点に回帰した「足で稼ぐ」営業活動をより一層積極的に展開することで、皆様のニーズを的確に捉えた商品やサービス、ソリューションの提供に努めるとともに、「経営改革プラン」に掲げた収益力の強化、不良債権の抜本的な削減に向けた取組みを一段と強化し、経営強化計画の達成に向け取り組んでまいります。

今後も、更なる経営基盤の強化に取り組むとともに、恒常的かつ安定的な収益体質を確立し、地域の皆様の「ベストパートナー」として、地域を支え、共に成長・発展する信用組合を目指してまいります。

(2) 決算の概要

① 主要勘定（末残）

(単位：百万円)

	H31/3月末 実績	R1/9月末 実績	R2/3月末 実績	R2/3月末	
				H31/3月末比	R1/9月末比
預金・積金	387,892	386,484	386,783	△1,109	299
貸出金	244,198	230,206	205,768	△38,430	△24,438
有価証券	53,401	54,034	53,733	332	△301

ア. 預金・積金

預金・積金残高につきましては、流動性預金は増加（前期末比+2,974百万円）し

たものの、定期性預金が減少（同比△4,083 百万円）したことから、預金・積金全体では前期末比 1,109 百万円減少の 386,783 百万円となりました。

イ. 貸出金

貸出金残高につきましては、資産の健全化を図るため、期中に 15,649 百万円の不良債権処理を実施したことや金融機関同士の競争が激化したことなどから、全体では前期末比 38,430 百万円減少の 205,768 百万円となりました。

ウ. 有価証券

有価証券残高につきましては、運用方針に基づき、安全性と市場流動性の高い社債等を中心に残高を積上げ、前期末比 332 百万円増加の 53,733 百万円となりました。

② 収益状況（計数は別表 1 に記載）

ア. 資金利益

貸出金利息につきましては、金融機関同士の競争が激化していることなどから、貸出金平残が前期比で減少したことに加え、市中金利が低位で推移したことなどから、前期比 488 百万円減少の 4,127 百万円を計上いたしました。

預金利息は、預金平残が減少したほか、市中金利が低位で推移していることなどから、同比 9 百万円減少の 148 百万円を計上いたしました。

イ. コア業務純益・業務純益

コア業務純益は、効率化への取組みなどにより、経費を計画以上に削減したものの、貸出金利息などの資金運用収益が減少したことなどから、前期比 241 百万円減少の 656 百万円を計上いたしました。

また、業務純益は、上記に加え、一般貸倒引当金繰入額が増加したことなどから、同比 966 百万円減少の△973 百万円を計上いたしました。

ウ. 当期純利益

当組合では、平成 30 年 6 月に公表した経営改革プランにおいて、不良債権を抜本的に削減することとし、令和元年度においても積極的な不良債権処理に取り組んでまいりました。この結果、不良債権の処理費用として、5,449 百万円をその他の臨時費用に計上したほか、中小規模事業者の厳しい経営環境を踏まえ、積極的に引当金を積み増すこととし、3,692 百万円の個別貸倒引当金繰入を計上したことなどから、当期純利益は△4,326 百万円となりました。なお、前期比では、2,357 百万円増加しております。

③ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、利益剰余金及び普通出資金が減少したことなどから、前期比 1.55

ポイント低下し8.88%となりました。

2. 経営改善に係る数値目標の実績

(1) 収益性を示す指標

【 コア業務純益の改善額 】

(単位：百万円)

	H30/3 月期 実績 (計画始期)	R2/3 月期			
		計画	実績	計画比	H30/3 月期比
コア業務純益	675	1,469	656	△813	△19

※ コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

令和2年3月期のコア業務純益につきましては、経費削減及び効率化への取組みなどにより経費合計では前期比で203百万円削減しましたが、貸出金利息の減少など、収入面での落ち込みをカバーすることができず、計画比で813百万円の未達となりました。なお、計画始期比では19百万円下回っております。

引き続き、「第4次経営強化計画」並びに「令和2年度 業務計画」に掲げた施策を着実に実践し、収益性の向上に向け、総力を挙げて取組んでまいります。

(2) 業務の効率性を示す指標

【 業務粗利益経費率の改善幅 】

(単位：百万円、%)

	H30/3 月期 実績 (計画始期)	R2/3 月期			
		計画	実績	計画比	H30/3 月期比
経費(機械化関連費用を除く)	3,746	3,149	3,097	△52	△649
業務粗利益	4,966	5,239	4,348	△891	△618
業務粗利益経費率	75.43	60.10	71.24	11.14	△4.19

※ 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

※ 機械化関連費用には、アウトソーシング料、事務機器等の減価償却費、保守関連費用等を計上しております。

業務粗利益経費率につきましては、分子となる経費は、効率化による経費削減に取組み計画を達成したものの、分母となる業務粗利益が、貸出金利息を中心とした資金利益が計画を下回ったことを主因に、計画比11.14ポイントの未達となりました。なお、計画始期からは、4.19ポイント改善しております。引き続き、経費の抑制に努めるとともに、収益性の向上を図り業務の効率性を高めてまいります。

【別表 1】

(単位：百万円)

	H31/3月期	R2/3月期			
	実績	実績	計画	計画比	前期比
業務純益	△7	△973	1,469	△2,442	△966
業務収益	5,452	4,999	5,958	△959	△453
資金運用収益	5,049	4,635	5,559	△924	△414
うち貸出金利息	4,615	4,127	5,013	△886	△488
役務取引等収益	370	353	385	△32	△17
その他業務収益	32	10	14	△4	△22
うち国債等債券関係	-	-	-	-	-
業務費用	5,460	5,972	4,489	1,483	512
資金調達費用	159	150	203	△53	△9
うち預金・譲渡性預金利息	157	148	198	△50	△9
役務取引等費用	499	496	515	△19	△3
その他業務費用	233	3	1	2	△230
うち国債等債券関係	232	0	-	0	△232
一般貸倒引当金繰入額	672	1,629	-	1,629	957
経費	3,895	3,692	3,770	△78	△203
うち人件費	2,398	2,154	2,260	△106	△244
うち物件費	1,409	1,377	1,425	△48	△32
経費（機械化関連費用除く）	3,285	3,097	3,149	△52	△188
業務粗利益	4,560	4,348	5,239	△891	△212
国債等債券関係損益	△232	△0	-	△0	232
コア業務純益	897	656	1,469	△813	△241
臨時損益	△12,408	△8,642	△1,985	△6,657	3,766
うち不良債権処理損失額	12,439	9,378	2,000	7,378	△3,061
うち株式等関係損益	0	△75	-	△75	△75
経常利益	△12,416	△9,616	△516	△9,100	2,800
税引前当期純利益	△6,142	△4,308	△381	△3,927	1,834
法人税、住民税及び事業税	14	17	14	3	3
法人税等調整額	526	-	-	-	△526
税引後当期純利益	△6,683	△4,326	△395	△3,931	2,357

3. 経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況

当組合では、基本方針として相互扶助の精神に基づく“信用組合”としての「原点回帰」を掲げており、この基本方針の実現に向け、お客様にとって一番身近で、地域に密着した信用組合ならではの「足で稼ぐ」営業活動を更に推し進め、地域のお客様に対するきめ細かなサービスの提供、コンサルティング機能の発揮、地場産業の振興や発展へのサポートなど積極的な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、収益力の強化の実現を目指しております。

「第4次経営強化計画」に掲げた計画目標の必達と中小規模事業者の皆様方に対する安定的かつ円滑な資金供給を行い、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮するため、以下の具体的な戦略（基本戦略）を定め、役職員一丸となって取り組んでおります。

基本戦略

- 生産性の向上
- 収益力の強化
- 信用コストの削減
- 人材の活用・ネットワークの強化

『生産性の向上』

(1) ゼロベースからの組織体制の見直し

① 本部組織、店舗戦略の見直し

地域の金融機関として将来的に生き残っていくために、抜本的な見直しが必要であるとの認識のもと、本部組織と店舗戦略の見直しに取り組んでまいりました。

平成30年1月から、個人業務に特化した個人特化店とフルバンキング機能を備えた統括店を一体で運営するエリア制を計画的に導入するとともに、平成30年5月には、青沼支店を新設し、7月までの期間で南、南口、酒折支店の3店舗を段階的に統合いたしました。更に、エリア制の対象店舗を13エリアに拡大し、それに応じた人員配置を実施してまいりました。

また、令和2年1月から3月には、個人特化店5店舗（西・下谷・白根・市川・湯村支店）を、それぞれの統括店の店舗内店舗としたほか、4月には、貸出推進への取組強化に向け、営業統括部内に新たに法人融資課を設置し、6名の専任職員を配置するなど、本部組織・店舗戦略の見直しを実施しております。

なお、平成31年4月には、窓口業務とATMの2つの機能を備えた移動店舗車を導入しております。平常時には、混雑が予想される営業店へ設置し、臨時窓口や店外ATMとして活用しておりますが、台風等による地域停電や災害等の発生時には、現地へ派遣し、被災地や被災店舗における金融支援などに活用してまいります。

今後も、実施してきた施策の効果について、PDCAサイクルによる検証を実施していくとともに、引き続きゼロベースからの視点を持って、組織体制や店舗形態の見直し・再構築、人員の適正化・再配置に取り組む、生産性の更なる向上を図ってまいります。

② 営業戦力の確保

信用組合の原点である「訪問（対面）営業」を徹底するとともに、お客様に対してきめ細かな金融サービスを提供し、他行との差別化を図っていくための営業戦力増強の方策の一つとして、女性職員やベテラン職員の活用推進・戦力化に取り組んでおります。

平成 30 年 4 月に人事制度を改正し、準総合職を新設したほか、平成 31 年 4 月には、「人事の基本的考え方」を通知し、この中で営業力強化に向けた営業人材重点配置の推進を明示した上で、営業店の営業推進活動を統括する副調査役（営業担当）やこれまでの経験を活かした専任役（営業担当）を配置するとともに、職群変更を選択した女性職員を順次、準総合職群営業係として登用してまいりました。

役職定年や定年を迎えたベテラン職員を営業店に配置し、営業店事務や集金業務、人材育成等を担当することで、営業活動のサポートや営業店長や副支店長等が外訪活動をより展開しやすい体制の構築に取り組み、営業に携わる人員や時間の確保に取り組んでまいりました。

また、令和 2 年 4 月には、融資推進への取り組みをより一層強化するため、従来の営業係・融資係を融資営業係へ改称し、法人融資担当 64 名、個人ローン担当 64 名を営業店に配置いたしました。

更に、準総合職群を選択した女性職員を融資営業係として新たに 13 名登用し、準総合職の女性営業担当者は計 24 名となっております。また、その活動をサポートするため、年金レディとして営業経験のある準総合職 1 名を営業統括部に配置しております。

今後も、店舗戦略や組織体制、店舗形態の見直しと並行しながら、店質やエリアの状況・特性を踏まえた店舗人員の見直しを行うなど、メリハリのある効果的な人員配置に取り組んでまいります。

③ 営業店ブロック体制の見直し

当組合では、ブロック内職員の結束力を高め、お互いが切磋琢磨する職場環境づくりを目指して、営業店ブロック体制を構築しており、エリア制の導入に伴い、これまでの 3 ブロック 6 班体制から 2 ブロック体制へ随時見直してまいりました。更に、ブロック表彰制度を導入し、ブロック間における競争意識の醸成に取り組んでまいりました。

また、ブロック毎に年 4 回、役員及び本部職員（営業統括部、融資部など）、営業店長が出席し、営業戦略会議を開催しておりましたが、平成 31 年 2 月から営業戦略会議を取り止め、全店を対象に役員及び営業統括部による臨店形式のヒアリングを実施しており、令和元年度は、計 4 回（5 月・7 月・11 月・2 月）のヒアリングを実施しております。

組合の経営方針や今後の営業戦略については、営業店長のみならず末端の職員まで迅速かつ適切に浸透させる必要があると考えており、営業店長をはじめ、副支店長、営業係長、準総合職等と個別に面談し、活動状況の確認・指導を行うとともに、様々な角度から意見を出し合い、問題認識や課題の共有化、問題解決に向けた具体的な対応策を検討することで、営業活動の活性化に取り組んでおります。

また、平成 31 年 2 月から、ヒアリングを通じて得た業績の良い店舗や職員優れた取り組みや好事例等を、各営業店の営業活動に資するよう、全店にフィードバックしており、

令和元年度は7事例をフィードバックし、累計では11事例となっております。

今後も店舗戦略の見直しに応じて、ブロック体制の存続を含めて検討するとともに、臨店形式のヒアリングについては、令和2年4月に、営業統括部内に法人融資課を設置し、6名の専担職員を配置しており、今後は法人融資課職員による臨店指導等を実施し、営業活動の活性化に取り組んでまいります。

④ 組織内応援体制の確立

少人数体制での店舗運営を行っていく上で、組織内応援体制の確立は不可欠であり、「職員の相互応援に関する内規」により、営業店の繁忙日等におけるブロック間、営業店間、本部営業店間の応援体制を明確化しております。

令和元年5月に「応援に関する事由（人材育成、コンプライアンス・リスク管理を追加）」を見直したほか、応援要請方法等、店舗実態に沿った組織内応援体制とするため、内規の一部改正を実施しております。令和元年度は122名（うち本部からの応援95名）の営業店応援を実施しておりますが、前年度の実績53名を大きく上回っており、店舗戦略の見直しに伴う人員応援を中心にブロック間、営業店間、本部営業店間における応援体制を積極的に活用してまいりました。

引き続き、内規に基づいた応援体制を着実に実践すべく、営業店業務をバックアップできる人材の育成と教育、適正な人員配置を实践し、本部、ブロック、営業店間の人員応援体制を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症のBCP対応にも運用を拡大してまいります。

（2）事務の合理化・効率化

① 事務の合理化・効率化

当組合では、平成29年度より生産性向上に向けた取組みの一環として、営業店事務の合理化や効率化、印鑑照合システムや融資稟議支援システムの導入等のシステム化に取り組んでまいりました。

令和元年度においては、自店検査の実効性を高めるため、監査部監査と連携した検査に改正し、営業店の負担を軽減したほか、総合振込伝票の整冊方法を改正いたしました。

更に、令和2年4月には、オープン出納機の夜間自動精査を開始したほか、硬貨現送方法を変更いたしました。

今後も、タブレット型の渉外支援システムの導入や相続手続きの書式・事務取扱要領の改正などを検討しており、営業店事務の合理化と効率化に取り組んでまいります。

また、本部事務においても、管理や指導から、営業店へのサポートに比重を移し、捻出された時間や人員を営業活動にシフトしていくことで、対面営業の機会を充実させ、より一層の金融サービスの向上に取り組んでまいります。

② IT取組強化

WEB等を活用した各種業務（相談業務含む）の受付、スマートデバイスの導入等、ITを活用したサービスの開発、提供など、お客様の利便性向上に向けて取り組んでまい

りました。

令和元年度は、オープンAPIを利用した口座管理アプリの取扱いを開始したほか、キャッシュレス決済端末の斡旋や電子決済等代行業者とのAPI連携による顧客利便性向上に取り組んでまいりました。

今後は、非対面での口座開設を可能とする口座開設アプリの導入、及び電子決済代行業者との連携拡大を検討しており、IoTへの対応、フィンテックの流れに乗り遅れることなく、お客様の利便性向上に向けてITを活用したサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

サイバーセキュリティ対策の強化に向けては、リスク評価を実施するとともに、取組計画を策定した上で「サイバーセキュリティ対応手順書(コンティンジェンシープラン)」を策定し、態勢整備に取り組んでおります。

また、サイバーセキュリティ対策強化に向けた演習として、令和元年度は、8月に金融ISACの共同演習「FIRE2019」へ参加したほか、10月には金融庁主催のサイバーセキュリティ演習(Delta Wall IV)、11月には内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)主催の分野横断的演習へ参加いたしました。

なお、システム投資による事務の合理化や効率化については、中長期的な投資計画や予算計画を策定し、検討してまいります。

③ インフラの整備、廃止店舗・遊休不動産の活用

大規模災害等に対する安全面・システム管理面の課題を踏まえた対応として、店舗の改修、建替計画を策定(年度別配付額、改修スケジュール等)し、優先順位をつけた上で、適宜インフラの整備に向けた対応を進めております。

また、これまでに廃止した店舗等が遊休不動産として一部残っており、非効率な状況にあることから、営業店などからの情報提供・紹介等により、売却やコインパーキング化などを進めております。

令和元年度は、個人特化店5店舗(西・下谷・白根・市川・湯村支店)を、それぞれの統括店の店舗内店舗としたほか、遊休不動産となっていた廃止店舗(3店舗)を売却いたしました。

今後も営業店などからの情報提供等を募るとともに、集中的かつ計画的に廃止店舗・遊休不動産の活用を進めてまいります。

『収益力の強化』

(1) 貸出金利息収入の確保

① 貸出金利回り向上に向けた取組み

ア. 事業者向け貸出の増強

中小規模事業者に対し、事業性評価やローカルベンチマーク等の手法の活用により事業者が抱える課題・問題を掘り起こした上で、課題解決策(ソリューション)を提案し、お取引先との信頼関係を構築・醸成する等、貸出金利のみに拘らない取組みを

継続するとともに、お客様の実情に即した信用保証協会や提携ローン商品などの活用を含め、事業者向け貸出の増強と利回りの向上を図っております。

令和元年度は、山梨県信用保証協会の保証商品「ベンリー500」「あんしん8000」を前年度に引き続き、積極的に推進したほか、7月には同信用保証協会とのミドルリスク層向けの協調融資「けんみん信組事業者応援融資 スクラムR」の発売を開始いたしました。令和2年3月末における上記商品の保証承諾件数・保証承諾金額は、「ベンリー500」は、269件・556百万円（前年比93件・152百万円）、「あんしん8000」は、13件・285百万円（前年比△12件・△392百万円）、「けんみん信組事業者応援融資 スクラムR」は、85件・408百万円となっております。

また、10月には全国しんくみ保証㈱との保証商品「事業者ローン」をリニューアルし、より多くの事業者の皆様にご利用していただけるよう、これまでの申込条件であった取引年数の制限を緩和し、新規先でも取扱可能としたほか、融資限度額の引き上げなどを実施し、貸出増強に取り組んでまいりました。

今後も、同信用保証協会との連携による事業者向け商品の検討・開発を行うなど、小口多数を中心とした融資推進、先数増加に取り組んでいくとともに、営業店と緊密に連絡を取りながら、融資案件の確保や残高増強に取り組んでまいります。

また、令和2年度は、4月に各営業店に貸出金新規実行分（真水分）に対する月別・実行金利別の利息獲得目標を配賦しており、毎月の新規案件獲得の目安を明確にすることで事業者向け貸出の増強を図ってまいります。

イ．個人向け貸出の増強

訪問営業の徹底や店頭顧客対応の強化等により情報を蓄積し、お客様のニーズを掘り起こすとともに、ニーズに合致した商品の開発・販売に積極的に取り組んでおります。

また、職域提携契約先のお客様に対しましては、契約先の専用商品「ベストパートナー」の拡充に取り組んでおり、契約先専用のフリーローンの販売を開始したほか、各種ローンの金利優遇やフラット35の手数料引下げなどを実施し、契約先の従業員やその家族などを対象に取引の拡大を図ってまいりました。

令和元年度は、職域提携のアピールツールとして、「ベストパートナー」のチラシを改定するとともに、契約先企業に据え置くチラシスタンドを作成し、契約先企業に設置するなど、契約先従業員との取引拡大に取り組んでまいりました。こうした取り組みにより、令和元年度の消費者ローンやカードローン全体の実行件数のうち、契約先従業員等による割合は、それぞれ26%、45%を占めるようになっております。

更に、営業時間内の訪問・来店が困難な勤労世代や利便性を重視する若年世代に対しては、WEB完結型商品を導入するなど、当組合ホームページ上で各種個人ローンやカードローンの利用申込が可能な体制の構築に取り組んでまいりました。

今後も、新商品の開発や既存商品のリニューアルを継続し、お客様のニーズに合った商品提供に努めるとともに、キャンペーン等をタイムリーに実施してまいります。

職域提携契約先についても、契約先従業員の開拓に重点を置いた活動を展開し、個人向け貸出の増強を図ってまいります。

ウ. 過度な金利競争を回避した営業推進

当組合では、お客様に対して信用組合ならではのきめ細かな金融サービスを提供していくため、「総合相談センター（パートナーズ）」を設置してお客様からのご相談に対して、きめ細かな対応を行っております。同センターでは、通常の相談業務に加え、各営業店に出向く出張相談のほか、休日相談を実施しております。

このような、お客様からのご相談への迅速な対応により、過度な金利競争に巻き込まれることなく、適正な貸出金利が確保されております。

また、こうした相談業務や営業店の訪問活動により収集したお客様の課題やニーズに関する情報を総合相談センターと営業店が相互に共有した上で、外部機関・外部専門家と連携しつつ、お客様の本業支援並びに最適なソリューションの提供に努めており、相談内容に応じて、分野毎の専門家を派遣するなど、お客様の課題解決を図っております。令和元年度の専門家派遣制度を活用した課題解決件数は8件、補助金の申請支援からプロパー融資に結びつけた件数は1件となっております。

なお、こうしたソリューション営業を展開していくためには、人材教育が重要であり、令和元年10月には、関東経済産業局及び山梨県の担当職員を講師に「中小企業支援セミナー」を開催いたしました。職員42名が参加し、国や県の中小企業重点施策や補助金等の施策について説明を受けております。

今後も引き続き、必要なスキルを身につけるための研修等を開催するとともに、外部機関・外部専門家や総合相談センターのアドバイザーと営業店担当者との同行訪問によるOJTを実施してまいります。

② 預貸金残高の増強に向けた取組み

ア. 集金業務により収集した顧客情報を管理・活用した推進活動

当組合の預金構成は、子世代や若年世代の取引が薄く、高齢者預金が大きなウェイトを占めており、預金者の高齢化により、相続や県外への転出など、預金が流出するケースが散見されることから、子世代や若年世代、家族取引の推進を検討し、流出防止を図ってまいりました。

平成29年10月から販売を開始した子育て応援定期預金・定期積金「育む思い」は、預金者が扶養している子供の数に応じて優遇金利を付与する商品ですが、この商品の推進に併せ、子世代や若年世代情報の蓄積に取り組んでまいりました。

令和2年3月末の同定期預金・定期積金の口数・残高は、それぞれ326口の389百万円、314口の264百万円となっており、一定の子世代や若年世代情報の蓄積が図られていることから、引き続き、より多くの情報の蓄積に取り組むとともに、これを活用し、お客様のライフステージやニーズにマッチした商品を推進するなど、次世代との取引拡大を更に強化してまいります。

イ. 新規貸出先の開拓推進

新規貸出先の開拓推進を推し進めるべく、令和元年度は、山梨県信用保証協会の保証商品「ベンリー500」「あんしん8000」を前年度に引き続き、積極的に推進したほか、

7 月には同信用保証協会とのミドルリスク層向けの協調融資「けんみん信組事業者応援融資 スクラムR」の発売を開始いたしました。また、10 月には全国しんくみ保証(株)との保証商品「事業者ローン」をリニューアルし、より多くの事業者の皆様にご利用していただけるよう、これまでの申込条件であった取引年数の制限を緩和し、新規先でも取扱可能としたほか、融資限度額の引き上げなどを実施し、貸出増強に取り組んでまいりました。

引き続き、同協会や提携先の保証会社等と協議し、事業性融資への取組みを更に強化するなど、小口多数の取引推進・先数増加に向けて、新規貸出先やミドルリスク層も含めた開拓推進を図ってまいります。

ウ. 事業性融資の推進

当組合では、県や市町村、商工団体、信用保証協会等との連携による商品開発を検討するとともに、山梨県信用保証協会の保証制度を積極的に活用した推進を図っております。また、資金需要が見込まれる新規創業者等へのアプローチを強化してまいりました。

令和元年度は、8 月に地域独自のニーズを捉えた小口無担保融資商品として、「けんみん信組 峡東地域農業被害対策融資」の発売を開始したほか、自然災害等により被害を受けた事業者を迅速に支援するため、同被害対策融資を体系化し、11 月には「令和元年台風 19 号被害対策融資」を新たに指定いたしました。

また、令和 2 年 2 月には、「けんみん信組 災害対策融資」を創設し、新型コロナウイルス感染症を対象の災害に指定、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 被害対策融資」の販売を開始しております。

引き続き、こうした連携を更に強化するとともに、市町村で取扱っている利子補給のある無担保小口資金や保証協会の当座貸越保証・一般保証等を活用した顧客利便性の高い商品を活用し、事業性融資残高の増強を図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、本県においても感染事例が多数報じられ、売上の急激な減少など、当組合の主たるお取引先である中小規模事業者には甚大な被害を及ぼしております。

引き続き、感染リスクを排除する中、事業者等の資金繰り支援や条件変更等の相談対応を最優先に行うとともに、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 被害対策融資」及び、山梨県の制度融資「経済変動対策融資 (セーフティーネット保証 4 号・5 号)」による金融支援を迅速かつ適切に実施してまいります。

エ. 融資決裁の省力・迅速化

当組合では、平成 30 年度に融資稟議支援システム、不動産担保評価管理システムを導入しておりますが、これにより、自己査定支援システム、信用格付システム等との連携が図られるようになったことから、営業店における稼働状況を確認し、フォローに取り組んでおります。

また、こうした一連のシステム構築・連携により、融資決裁の迅速化及びペーパー

レス化による省力化や経費の削減を図るとともに、営業店と個社に対する対応方針の共有化を図っております。

更に、融資稟議支援システムに蓄積する案件の中から、審査判断の高度化の参考となる案件を抽出し、組合内LANを通じて、平成30年度は16事例、令和元年度は実行後に事故が生じた事例を含めた6事例を営業店に開示しております。

引き続き、否決案件・新規案件、条件変更に関する事例の開示に加え、承認決裁案件についても、実行後に問題や悪化事象が生じた案件を検証・開示し、総合的な与信審査の高度化に取り組むとともに、より効果が期待できる仕組みを検討してまいります。

オ. 営業店サポーター制度の導入

職員が地域の皆様と築いてきた「人間関係」、「信頼関係」を営業店の営業活動に活かすため、全職員が地縁等を活かして知人等を該当店舗に紹介する活動を継続的に実施しており、新規預金や住宅ローンの獲得に繋がるなど一定の実績を挙げております。

今後も引き続き、僚店間の協力意識や本部職員等内勤者の営業意識の醸成、営業店の営業活動に対するサポート態勢、協力態勢の確立に取り組んでまいります。

カ. ビッグデータとエリア情報を活用したエリアマーケティング戦略

当組合では、過去に実施してきた経営強化計画の中で「エリアマーケティング戦略」を進めてまいりました。これを深化させることにより、ターゲット及び商品を絞った営業推進活動を強化すべく、データベースの作成やエリア特性の分析、更に分析結果の営業店への還元などを検討してまいりました。

令和元年度は、11月にオリックスクレジット(株)による、国勢調査データを基にしたエリアマーケティング分析を活用し、個人ローンパンフレットなどのポスティングを実施したほか、令和2年2月には、顧客との取引から得たデータを元に金融サービスを利用する見込みの高い顧客を高精度で予測するAIモデルを活用し、ダイレクトメール発送を実施いたしました。

今後は、こうしたポスティング及びダイレクトメールの効果を検証するとともに、今後のターゲット等、新たな戦略を検討してまいります。

キ. 事業者取引の深耕

当組合では、平成27年11月から職域提携商品（個人ローン・定期積金の金利優遇等）を発売しており、これを新規顧客開拓のツールとして定着化に取り組んでおります。

職域提携契約先に対しましては、従業員との給与振込、各種ローン等、一層の取引拡大を図るとともに、お取引先事業者への訪問営業を強化し、事業所全体の取引を拡大するなど、売上金の入金や運転・設備資金需要に対する融資等の取引推進に取り組んでまいりました。

また、職域提携契約先専用のフリーローンの販売や各種ローンの金利優遇、フラット35の手数料引下げなどを実施し、契約先の従業員やその家族などを対象に取引の拡大を図ってまいりました。

令和元年度は、職域提携のアピールツールとして、「ベストパートナー」のチラシを改定するとともに、契約先企業に据え置くチラシスタンドを作成し、契約先企業に設置するなど、契約先従業員との取引拡大に取り組んでまいりました。

引き続き、従業員等への周知や職域提携商品の推進に注力するとともに、所管部では還元資料のフィードバックのほか、職域提携契約先の従業員等に周知するための説明会の開催など、営業店のバックアップに取り組んでまいります。

ク．既存先へのメイン取引推進

基本的な取引の積み重ねがメイン先数の増加に繋がるとの考え方に立ち、給与振込契約や公共料金振替契約等のメイン化基準項目毎に具体的な獲得目標を設定し、メイン取引の推進強化を図っております。

令和元年度も引き続き、営業係業績評価基準において、損害保険契約、確定拠出年金、国民年金基金の評価点を引き上げ、複合取引の推進を強化してまいりました。

当組合では、職域提携契約を契約先の従業員やその家族などを対象とした取引推進のきっかけとなるツールとして位置付けており、各種ローンや住宅ローンの金利優遇のほか、フラット 35 の手数料引下げなどを実施しております。

こうした優遇商品の提供により、新規取引開拓並びにメイン取引の推進強化に取り組むとともに、お客様のライフステージやニーズに応じた複合取引を推進し、取引のメイン化を図ってまいります。

(2) 顧客サービスの強化

① お客様のニーズに合致した商品開発

お客様のニーズに応じた預金・消費者ローン・住宅ローン等の商品開発・販売に積極的に取り組んでおります。住宅建設資金についても、従来の住宅ローンに加え、長期固定型のフラット 35 を取扱っており、お客様のニーズに合致したご提案が出来る体制を整えております。

平成 30 年度は、後見制度支援預金、懸賞金付定期積金、職域提携フリーローン、遺言代用信託「しんくみ相続信託」のほか、WEB 完結型のカードローンや教育ローンの取扱いを開始し、更に幅広いニーズにお応えできるよう努めてまいりました。

また、年金受給者向けに優遇金利を付与した「新ゆとり定期預金（上限 500 万円）」に加え、新商品「新ゆとりプラス定期預金（上限 300 万円）」「新ゆとりプラス定期積金」の取扱いを開始しております。

令和元年度は、世界遺産認定を記念した金利 2.23 倍の「富士山定期積金」の販売開始から、一定の年数が経過したことから、より一層の推進を図るため、「金利 3 倍・5 倍つみきん」としてリニューアルし、販売を開始しております。

今後も引き続き、お客様からのご要望、他行商品及び資金ニーズ等の分析を行い、そのニーズに合致した商品を開発・提供し、利便性の向上に努めるとともに、新規顧客の開拓、預貸金の増強及び取引先数の増加に向けて取り組んでまいります。

② 相談窓口の活性化

総合相談センター（パートナーズ）では、通常の相談業務に加え、出張相談、休日相談を実施しているほか、組合情報誌「ぱーとなーず」を定期的に発行し、お客様や関係機関等へ配布することにより、当組合の活動のPRに努めていることに加え、新規先開拓等においても、ドアノックツールとして活用しております。

また、営業店を通じて、お客様に総合相談センターをPRするチラシ（相談申込書付）を配布し、相談業務や出張相談の開催に係る周知・利用勧奨を行うとともに、相談時に使用する申込書等についても、記入箇所を減らした上で、容易にお客様が抱えているニーズや悩みが絞りこめるようチェックシート形式に見直すなど、相談窓口の活性化に努めております。

出張相談にあたっては、営業店に対し相談会の趣旨とお客様への周知活動を徹底させるため、開催店舗への事前訪問を実施しております。加えて、お客様が抱えているニーズや悩みを察知する方法を指導するなど、相談案件の発掘に努めております。

更に、来店が困難なお客様への訪問相談や過去に相談及び専門家派遣を行ったお取引先に対するフォローアップのための訪問活動も積極的に実施するなど、効果的な出張相談を開催し、相談窓口の活性化を図っております。

令和元年度の相談件数は、286件承っており、そのうち電話による相談は45件となっております。また、各営業店に出向いて開催している出張相談会については、22回開催し、相談実績は40件、出張相談に併せて開催する年金相談の相談件数は26件となっております。今後も総合相談センターの活用を促すとともに、相談件数の増加を図ってまいります。

このほか、フラット35全国統一相談会に併せ、「休日相談窓口」を総合相談センター及び全店で開催しており、こうした取組みを継続し、相談業務の一層の充実を図ってまいります。

なお、現在新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うお客様の資金相談には、役職員が総力を挙げて対応しております。

（3）コンサルティング機能の発揮

① 販路開拓、ビジネスマッチング等

総合相談センターでは、県及び各商工団体等、関係機関への訪問と情報収集を継続的に実施しており、収集した情報を営業店及びお取引先に向けて発信し、情報提供に努めているほか、各種ビジネスマッチング展への参加を募るとともに、当組合の役職員も参加し、マッチングのサポートに取り組んでおります。

令和元年度は、10月に開催された「2019 しんくみ食のビジネスマッチング展」（主催：全信組連他）には、当組合取引先6社が参加したほか、11月に開催された「山梨テクノICTメッセ2019」には1社、令和2年1月に開催された山梨県商工業連合会主催の「農商工連携マッチングフェア2020」には13社が出店しております。

また、令和2年1月に開催された全信組連主催「年金旅行等ビジネス交流会」には、取引先3社が出店しておりますが、前年度の同交流会を通じて、七島信用組合（東京都）

の年金旅行を受け入れており、ビジネスチャンスの創出や販路拡大に努めております。

引き続き、各種ビジネスマッチング展の開催情報を営業店に周知し、取引先の積極的な参加を求めるとともに、県及び各商工団体等、関係機関との連携・協力を図りながら、より一層お客様のお役に立てるよう活動してまいります。

② 売上増加に向けたアドバイスへの展開

お客様のニーズに応じた財務や金融面、既存事業の経営改善や新事業展開計画などに対して、外部機関・外部専門家と連携したアドバイスの実施に取り組んでおり、営業店を通じて、アドバイスやサポートを希望するお客様を募集し、ミラサポを中心に山梨県中小企業経営革新サポート事業・山梨県信用保証協会・山梨県商工会連合会・山梨県よろず支援拠点・やまなし産業支援機構などの専門家派遣事業（制度）を積極的に活用し、売上増加に向けたアドバイス等を実施しております。

また、山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォームや認定経営革新等支援機関として、これまでに培った関係機関とのネットワークを活かし、外部機関・外部専門家の活用などにより、お客様の売上高の増加に向けたアドバイスや人口減少を踏まえた事業の中期的見通しなど、本業部分にも踏み込んだアドバイス等にも努めております。

令和元年度は、5月に総合相談センター職員が全店を臨店し、こうした専門家派遣のメリットと積極的な活用を促したほか、8先（25回）に対する専門家派遣を実施し、課題解決や本業支援など、お客様のサポートに取り組んでまいりました。

加えて、アドバイス等により取引拡大に繋がった事例など、好事例を営業店に対してフィードバックし、情報の共有化やコンサルティング能力の向上を図っております。

また、総合相談センターによる訪問相談においても、売上増加のために必要なアドバイスや情報を提供しております。

なお、令和元年度は、以下の事例について配信いたしました。

<配信した好事例や相談事例>

配信月	内容
令和元年 11月	補助金等を活用した取組事例
令和元年 11月	「年金旅行ビジネス交流会」を活用した取組事例
令和 2年 3月	補助金等を活用した取組事例

③ ローカルベンチマークを活用した顧客との対話、事業性評価、事業承継支援の実施

ローカルベンチマークを活用したお取引先事業者との対話や事業性評価の手法によってお取引先の抱える課題、問題点を掘り起こし、お取引先が求めている適切なソリューションを提案することで、信頼関係の構築に努めております。

令和元年度は、事業性評価を具体的に実践するため、7月から9月にかけて、営業店長が推薦した営業係43名を対象に、(株)タナベ経営による「事業性評価トレーニング研修」を3回開催いたしました。また、10月及び令和2年1月には「事業性評価等本業支援に関する検討会」を開催し、営業係計4名がお取引先へのヒアリング結果と改善策を記し

た「事業性評価シート」を上程し、役員及び関係各部長等を交えて協議するなど、積極的に目利き力やコンサルティング能力の向上に取り組んでまいりました。

事業承継においても、お取引先に対する事業承継の意識付けを目的として、対象先を洗い出した上で「事業承継診断票」の作成に取り組んでおります。令和2年3月末までに1,301件の「事業承継診断票」を作成しており、優先取組先を抽出し、それぞれ専門機関への取次ぎを行っております。また、総合相談センターにおいてもお取引先のニーズを的確に捉えた上で、外部機関とも連携し、事業承継に対するアドバイスを実施しております。

こうした対応により、今後もお客様の持続性ある発展に資する提案・営業力の強化を図ってまいります。

(4) 余資運用ポートフォリオの再構築

余裕資金の運用につきましては、直面する市場リスクを適切に把握した上で、より効率的な運用を目指し、安定した収益の確保に努めており、資産構成、償還バランス及び収益性の高いポートフォリオの構築に取り組んでおります。

また、年度毎に運用方針を策定するとともに、厳格なALM及びリスク管理を実施し、時間分散を図りながら、収益性とリスクのバランスのとれたポートフォリオの構築に取り組んでおり、主な運用対象を、国債・社債・事業債等の債券とし、状況に応じて運用の幅を拡大するなど、柔軟な対応を図っております。

令和元年度の運用方針においても、安全性と流動性を重視した運用を継続するとともに、債券中心の運用を行うこととしており、過度な金利リスクは避け、社債等で収益を意識した取組みを行っております。

なお、運用方針に基づいた銘柄の選定、市場環境の変化や見通し等につきましては、助言やアドバイスなど、全信組連の有価証券運用サポートを受けながら、慎重かつ着実に運用しております。

(5) 役務取引・収納業務の拡充

「お客様とのあらゆる取引基盤の増強によるシェアの拡大を目指す」という考え方に基づき、お客様の利便性向上に向けて損害保険等の窓販業務の充実、各種税金や公共料金等の収納業務取引の拡充に取り組んでおります。

令和元年度は、12月に山梨県火災共済協同組合の「自動車事故費用共済」の取扱いを開始いたしました。

引き続き、窓販商品の充実化等を図るとともに、当組合の役務取引・収納業務の状況を分析した上で役務取引・収納業務を拡充させ、取引基盤の増強によるシェアの拡大に取り組んでまいります。

(6) 目標管理・採算管理態勢の強化

① 収益管理態勢の強化

収益目標を達成するため、事業計画を基に算出した「営業店別収益目標額」を各営業

店に配賦し、営業店別収益管理を実施しております。

営業店では、年間収益目標の達成を目指して業務を遂行するとともに、本部では、営業店別収益の状況把握、営業店への指導やサポート等、営業店収益管理の実効性確保に取り組んでおります。

各営業店が予測する資金シナリオを基に店別の収益シミュレーションを実施し、この結果について、営業統括部と総合企画部で内容を精査し、個別店舗毎の乖離要因分析を行っております。こうした収益管理の状況については、ALM委員会に報告し、進捗状況を管理するとともに、各種会議において収益目標の未達要因の分析や改善策等を協議しております。

各営業店の指導については、推進指導役が、どの項目を改善すれば収益向上に貢献するかといった個別指導を行っているほか、役員も積極的に臨店し、個別指導を行っております。

平成30年度からは、実効性ある営業店指導の実施や営業店の活動状況把握のため、営業店長は毎日、行動日誌を本部に提出するものとし、本部はそこから得た情報を基にサポート活動に取り組んでいるほか、令和元年度も引き続き、全店を対象に役員及び営業統括部による臨店形式の営業店ヒアリングを実施し、営業推進活動について、直接方針を伝え、具体的に指示するなど、収益向上に向けた活発な議論を行っております。

今後は、法人融資課職員の営業店支援活動により、各営業店の実情を把握し、営業店支援体制を強化するとともに、理事長による営業店長との定期的な対話（1オン1ミーティング）を実施し、意見交換を行いながら連携を密にするなど、実効性、規範性のある指導やサポート活動を実施してまいります。

② 常勤役員の営業店担当制の深化

平成30年7月より、収益改善に向けた取組みの一環として「常勤役員の営業店担当制」を導入し、役員のトップセールスの実施等を含め、営業店の活動に対して役員が積極的に関与・サポートすることで、営業力の向上に向けて取り組んでおり、営業店職員との意見交換や対話を通じた意識の高揚、地域イベントへの参加やお取引先への同行訪問等を実施してまいりました。

また、理事長と営業店長による総代及び主要取引先訪問等を実施し、関係強化を図るとともに、臨店時には営業店職員のモチベーションアップ、経営方針や施策の浸透に繰り返し取り組んでおります。

令和元年度も、全店を対象に役員及び営業統括部による臨店形式の営業店ヒアリングを実施しており、営業店長をはじめ、副支店長、営業係長、準総合職と個別に面談し、活動状況の確認・指導を行うとともに、様々な角度から意見を出し合い、問題認識や課題の共有化、問題解決に向けた具体的な対応策を検討することで、営業活動の活性化に取り組んでおります。

そのほか、毎営業日、常勤役員全員で協議する場を設けており、個別店舗からの情報に基づく営業推進策の検討や、各施策の進捗状況の確認及び改善策の検討などを行っております。

なお、役員による営業店臨店を今後も実施し、営業店長以下職員との個別ヒアリングを通して営業店の課題を把握し、解決に努めるなど、営業店の営業活動の活性化に取り組んでまいります。

③ 顧客別採算管理の徹底・強化

顧客別の取引採算性管理については、これまでの顧客別の取引採算性目標の設定に替えて、平成 31 年 4 月の信用格付システムの本格運用に伴い整備した適用金利体系（信用格付金利水準）を活用することとし、適正な金利設定について検証・見直しを行いながら、主要取引先に対する個々の取引採算性向上を目的とした顧客別採算管理の更なる徹底を図っております。

また、融資稟議の申請に併せて、個々の適用金利と信用格付金利水準との比較や実質金利の算出による採算性の検証並びに採算性の向上に向けた個別指導を実施するとともに、営業店の取組みに対する進捗管理やフォローアップを図ることで、採算性向上に係る意識・行動を更に浸透させてまいります。

『信用コストの削減』

（１）取引先実態把握の強化

当組合では、「個社別取組方針」を策定し、取引先毎の取引方針を明確化するとともに、お取引先との交渉や状況把握を行ってまいりましたが、平成 30 年度から「信用格付システム」の稼働を開始したことから、同システムによる方針策定や実態把握に移行しております。融資部担当者が交渉内容等をチェックし、指導する態勢としており、営業店と本部の問題認識の共有化を図り、お取引先に対するコンサルティングの実施や突発的な信用悪化の防止等、個社別取組方針の実効性確保に向けて取り組んでおります。

与信額が大きい取引先等につきましては、本部の方針が営業店に浸透するよう、ポイントを絞った臨店指導やお取引先への同行訪問のほか、経営改善支援や事業再生の専門的スキルを有する専担部署で一元的に管理し、問題点の解消に向けたアドバイス等を実施することにより、信用状態の変化に機動的に対応できる体制としております。

また、平成 30 年度には、審査態勢の強化、審査会の機能向上に向けて、審査会内規の見直し等を実施したほか、信用格付確定先のうち、優先的に検証が必要となる先について、信用格付支援システムや組合内 LAN を用いて、各営業店と協議する体制としております。

今後も引き続き、与信先の決算期到来後に格付作業を実施し、関連会社や役員を含めたグループ全体の実態把握をより一層強化するとともに、対応方針等を審査会等で具体的かつ迅速に協議し、お取引先の状況把握や審査態勢の強化を図ってまいります。

（２）延滞債権の管理と解消

「第 4 次経営強化計画」の計画期間内に不良債権の半減を目途とする削減目標を定め、段階的処理を推進しており、全信組連との間で設置した「経営改革協議会」において、具体策を協議するとともに、延滞債権の計画的回収と債権整理の促進に取り組んでおります。

本部担当者の同行訪問等により、融資先情報を蓄積、共有するとともに、これらの情報を整理活用し、債権管理部を中心として早期に的確な対応方針を見極め、効果的な管理回収活動を推進しております。

また、営業店において対応が困難であり、法的手続きを必要とする債権については、本部集中対応先として管理し、経営の改善が困難で担保以外に回収目途のない債権につきましても、担保処分による債権の圧縮を計画的に実施しております。

令和元年度は、サービサー等へのバルクセールを3回実施したほか、再生目線に立った個別対応による債権売却を適宜実施し、不良債権のオフバランス化を図っております。

引き続き、「経営改革協議会」における検討結果を踏まえ、お客様や保証人の状況を把握した上で、早期かつ円滑な再起や新たな事業への展開等の可能性を十分に考慮・検討し、計画的な債権整理を促進してまいります。

(3) 事業再生支援

① 外部機関・外部専門家との連携強化

地域経済の活性化なくして持続的な安定成長を確保することは困難であり、地域企業・産業の事業内容、成長可能性、競争環境等を分析・把握し、お客様に必要なかつ適切な融資や助言を行うことで、地域経済の活性化に貢献したいと考えております。

その手段の一つとして、「ローカルベンチマーク」及び「事業性評価シート」を活用したお取引先との対話と本業支援に取り組んでおります。

令和元年度は、事業性評価を具体的に実践するため、7月から9月にかけて、営業店長が推薦した営業係43名を対象に、(株)タナベ経営による「事業性評価トレーニング研修」を3回開催いたしました。また、10月及び令和2年1月には「事業性評価等本業支援に関する検討会」を開催し、営業係計4名がお取引先へのヒアリング結果と改善策を記した「事業性評価シート」を検討会へ上程し、役員及び関係各部長等を交えて協議するなど、積極的に目利き力やコンサルティング能力の向上に取り組んでまいりました。

事業承継においても、お取引先に対する事業承継の意識付けを目的として、対象先を洗い出した上で「事業承継診断票」の作成に取り組んでおります。令和2年3月末までに1,301件の「事業承継診断票」を作成しており、優先取組先を抽出し、それぞれ専門機関への取次ぎを行っております。また、総合相談センターにおいてもお取引先のニーズを的確に捉えた上で、外部機関とも連携し、事業承継に対するアドバイスを実施しております。

引き続き、喫緊の課題となっている事業承継と後継者不在の場合の廃業やM&Aに関し、やまなし産業支援機構、山梨県中小企業団体中央会、山梨県中小企業診断士協会及び中小企業基盤整備機構とセミナーや情報交換、個別相談で連携を図ってまいります。

② フォローアップの徹底

経営改善計画策定支援事業のモニタリングをベースに、既存改善計画の実施状況を管理するため、個社別取組方針にモニタリングを盛り込み、アップデートの状況を管理しているほか、中小企業経営力強化支援法に則った経営改善計画策定支援事業(405事業)

に基づく補助金利用先につきましては、直接、モニタリングを実施しております。

令和元年度も、モニタリングを継続し、お取引先の実態把握に努めており、外部環境の変化等により、既存改善計画と乖離するお取引先に対しましては、経営者と乖離要因等を十分に協議した上で、計画の修正を含め、実効性のある計画とするため、効果が期待できる新たな取組方針を個別に検討しております。

また、既存の改善計画が終了となるお取引先については、再策定を支援しております。営業店が主体性を持って、これまで以上にお取引先の実情に沿った個別支援を実施し、フォローアップの徹底に取り組んでまいります。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響についてモニタリングを実施し、お取引先と収束後の対応を共有した上で、営業計画の策定準備に向け取組むとともに、改善計画への影響を踏まえた計画の再策定支援に取り組んでまいります。

『人材の活用・ネットワークの強化』

(1) 営業力の育成、融資審査・管理能力等のスキルアップ

お客様の実態把握、目利き力、経営課題に対して最適なソリューションを提示できるコンサルティング能力を備えた人材育成は当組合の総体的な戦力アップ、経営目標達成には必要不可欠な課題と認識しており、年間研修実施計画に基づき、融資担当者及び役席者のスキルアップを目的に全国信用組合中央協会や山梨県信用組合協会が主催する研修会に職員を積極的に派遣するとともに、融資スキルアップ研修の開催など、融資審査・管理能力の向上に取り組んでおります。

また、女性職員の活用・戦力化に向けて、女性営業担当者の更なる増員や能力向上を図るべく、外部研修へ積極的に派遣するとともに、融資法務や渉外支援に関する内部研修を実施しております。

引き続き、従来からの提案営業に融資の視線を加えた売上増加策の検討、コスト削減のアドバイスなど、コンサルティング機能を備えたビジネスに強い人材育成を図るとともに、創業計画策定や補助金申請支援等の手続き面や融資事務指導などに関する各種研修会を開催し、より実務に強い人材を育成してまいります。

① 営業担当者のスキルアップ

お客様に対してきめ細かな金融サービスを展開し、真に選ばれる金融機関になるためには、お客様との面談を重ね、情報収集とニーズの掘り起こしにより、お客様に最適な金融商品を提案できる能力を備えた営業担当者の育成とレベルアップを更に図る必要があると考えており、外部研修等へ積極的に職員を派遣しております。

このほか、外部講師によるF S T研修等を実施し、受講者の管理エリア内の開拓方法、事業所訪問に向けた事前準備のポイントに重点を置いた教育を行うなど、提案型営業に向けた教育・指導強化を図っております。

令和元年度は、少数精鋭の組織態勢を目指していく上で、女性職員や若手職員の人材育成を更に強化すべく、準総合職の女性営業担当者や若手営業担当者を対象に個人ロー

ン、カードローン商品提案及び資産状況に合わせた預貸並進のセールス手法の研修を計2回実施しております。

引き続き、業界上部団体・外部機関から情報を収集し、外部研修等へ積極的に職員を派遣するとともに、外部講師によるF S T研修やロールプレイング研修等を実施し、営業系のスキルアップを図ってまいります。

② 営業店コンサルティング能力のスキルアップ

総合相談センターでは、営業店で開催する出張相談の際に、営業店の職員を同席させ、営業店の職員に対するO J Tを実施しており、相談事業者の課題や今後の対応に係る認識の共有に努めているほか、外部専門家等が相談事業者への訪問アドバイスを実施する際にも、営業店の職員を同席させ、コンサルティング能力の向上を図っております。

また、令和元年度は、㈱タナベ経営による「事業性評価トレーニング研修」を3回開催したほか、山梨県信用保証協会による研修会や関東経済産業局及び山梨県の担当職員を講師に「中小企業支援セミナー」等を開催し、コンサルティング能力のスキルアップを図っております。

引き続き、O J Tを実施していくとともに、外部専門家や総合相談センターのアドバイザーを活用し、コンサルティング能力の向上に努めてまいります。

(2) 人材の活用・育成

① 職員モチベーションの維持・向上

ア. メリハリのある人事制度・人事評価の実現

当組合では、外部コンサルタントのアドバイスを受けながら、成果やプロセス等を適正に評価するよう、新たな人事評価制度及び業績評価制度を策定しております。

同制度は、平成30年度から本格運用を開始しており、評価者による被評価者への業績結果のフィードバック、業績目標の明示、成果達成へ向けたプロセスの説明など、評価者による行動管理、面談頻度、面談内容のレベルアップを図ることで、公正・公平な人事制度及び評価制度の定着化に注力するとともに、公平感・透明感のある人事評価、業績評価を実施し、職員のモチベーションの維持・向上に取り組んでおります。

また、次世代を担う若手人材の育成とともに優秀な人材の積極的登用などによる組織の活性化を図っていくことが重要であることから、役職定年制度・職群の改正・役職位や各種手当（職能手当、役職手当、営業手当）の見直しを行っております。

引き続き、制度の定着化に注力するとともに、実力のある人材を要職に任命し、給与面への反映度合いを高めるなど、メリハリのある人事制度・人事評価の実現に取り組んでまいります。

イ. 個人の意欲や適正に応じた人員配属

職員の持つ能力を最大限に発揮していくためには、個人の意欲や適性に応じた人員配属や適正なジョブローテーションを実施する必要があると考えております。

本部における長期滞留者の洗出しと部店内におけるローテーションの状況把握な

ど、正確な実態把握に努めており、令和元年度は、本部から営業店へ9名、営業店から本部へ12名配属したほか、営業部店内のローテーションについても42名配置転換を実施するなど、個人の意欲や適性に応じた人員配属や計画的なジョブローテーションを厳格に実施しております。

また、エリア制店舗についても、「人事異動の内規」に基づき、同一エリア内における統括店と個人特化店との間で、窓口担当者の計画的人事ローテーションを32名実施しており、エリア内における業務の共有化を図るとともに、休暇取得並びに繁忙時対応の円滑化に取り組んでおります。

② 女性職員の活用・戦力化

女性職員の一層の活躍に向けては、人事制度の改正により、女性職員が活躍しやすい職群を新たに設け、併せてキャリアアップモデルを作成し、女性職員のレベルアップ、更なる戦力化に取り組んでおります。

令和元年度は、女性職員のレベルアップ、更なる戦力化に向けて、5月に山梨県信用組合協会主催の「渉外実践力育成研修」へ準総合職10名を派遣したほか、7月に外部講師による「融資法務研修」へ準総合職7名に加え、準総合職を希望する女性職員7名を派遣しております。

更に、9月には、甲府警察署の協力を得て、準総合職12名を対象に「護身術訓練」を実施しております。

なお、先述しましたとおり、令和2年4月には、準総合職群を選択した女性職員を融資営業係として新たに13名登用しており、準総合職の女性営業担当者は計24名となっております。また、その活動をサポートするため、年金レディとして営業経験のある準総合職1名を営業統括部に配置しております。

今後も、店舗戦略、窓口体制の整備と並行しながら、女性職員の登用による営業人員の増強を段階的に実施し、営業人員を創出することで「足で稼ぐ」営業スタイルの徹底に取り組んでまいります。

③ ベテラン職員の活用・戦力化

ベテラン職員の一層の活躍に向けて、職責や役割を明確にしながら、その能力を最大限に発揮できるよう人員配属を実施し、更なる戦力化に取り組んでおります。

令和元年度は、4月に「人事の基本的考え方」を通知し、この中で営業力強化に向けた営業人材重点配置の推進を明示しており、営業店の営業推進活動を統括する副調査役（営業担当）の配置、これまでの経験を活かした専任役（営業担当）の配置、女性人材の活躍推進、営業店営業係への専任係の配置を推進しております。令和元年度は内勤業務担当のベテラン職員7名を営業担当として配置しております。

引き続き、ベテラン職員の能力、経験が最大限発揮できるよう計画的な人員配置を実施してまいります。

(3) CS向上に向けた取組強化

当組合では、CSの向上は組合全体として取組むべきという認識のもと、事務局・総合企画部・総務人事部・営業統括部を中心としたプロジェクトチーム（「けんみん信組のCS向上PT」）を設置し、CSの向上に向けた取組みを実施しております。

引き続き、窓口係を中心に、外部講師による実践的研修等へ継続的に派遣するとともに、CS能力を身につけた人材を計画的に育成し、その行動やOJT等により、他の職員にスキルを継承していくことで、組合全体のレベルアップを図ってまいります。更に、顧客対応力の向上のため、集合研修等による教育指導も実施してまいります。

なお、令和元年度は、以下の取組みを実施いたしました。

<CS研修実施状況>

実施月	研修内容
令和元年7月	山梨県信用組合協会主催「CS推進とクレーム対応研修」へ職員14名が参加
令和元年8月	山梨県信用組合協会主催「預金窓口法務研修」へ職員20名が参加
令和元年9月	外部講師による実践的なCS研修へ営業店管理職（副支店長・副調査役）、窓口係（係長・主任）145名が参加

(4) ネットワークの強化

① 経営者クラブを通じたネットワークの拡大

平成29年5月にお取引先の若手経営者や女性経営者を中心に、次世代リーダーとして必要なスキルを身に付けることを目指して「けんみん信組経営者クラブ」を設立いたしました。提携先の㈱タナベ経営による経営セミナーの開催、実務に活かせる各種情報の提供や会員企業間同士の情報交換会等を実施し、異業種間の交流も図るなど、総合的な支援を実施しております。

令和元年度は、5回の経営セミナーを開催するとともに、経営相談会や会員間の交流会のほか、㈱タナベ経営による経営レビューの提供を実施しており、計画的に開催しております。また、10月に「しんくみの集い」事業としてセミナーを開催し、350名のお取引先並びに役職員が参加いたしました。

引き続き、会員企業間等のビジネスマッチングや会員企業からの紹介等を通じて、会員数の拡大を図っていくとともに、会員企業はもとより会員企業のお取引先等との取引拡大を図ってまいります。

② 販売先仕入先情報によるマッチング

不動産情報等の集積及び営業店への情報提供について、組合内LANの情報マッチングコーナーを活用した情報提供を行っており、営業店に対して情報の収集と提供を募り、情報マッチングコーナーの活用・充実を図っております。

このほか、信用リスク管理システムにおける「販売先・仕入先情報」データを活用し、

ビジネスマッチングを目的とした組合内のお取引先間におけるマッチングデータの作成に取り組んでおります。

また、ハンズオン支援の取組みにつきましては、県の事業である「中小企業ハンズオン支援制度」、やまなし産業支援機構や山梨県中小企業団体中央会の支援事業による専門家派遣、商工会議所や商工会の経営指導員等による経営指導などを活用し、専門家派遣を実施しております。派遣期間終了後においても、総合相談センターにおいて、営業店及び職員へのフォローアップを徹底するとともに、職員へのバックアップを実施し、専門家派遣の実効性を高める取組みを実践してまいります。

③ 産学官金労連携への積極的参画

国（関東経済産業局）や県（山梨県産業労働部）をはじめ商工三団体などとの産学官金労連携事業の推進に積極的に取組むとともに、お客様の事業計画に関して職員が適時・適切なアドバイスができるよう総合相談センターの機能の充実に取り組んでおります。

現在、山梨県内の23市町村（11市8町4村）において「認定連携創業支援事業者」と位置付けられ、連携機関会議に参加するなど、産学官と連携した創業相談の対応等を行っております。

平成30年度は、山梨労働局と「働き方改革に関する包括連携協定」を締結したほか、西桂町と定住促進に向けた連携協定を締結しております。

また、山梨大学客員社会連携コーディネータ制度を積極的に活用し、相談件数4件のうち、2件を山梨大学へ持込み、課題解決を図っております。

令和元年度においては、人材不足に悩む事業者を支援するため、公益財団法人産業雇用安定センターと「中小企業支援に関する連携協定」を締結したほか、既に連携している商工三団体や、公益財団法人やまなし産業支援機構、山梨県中小企業診断士協会をはじめ、中小企業支援に関する連携協定を締結している日本政策金融公庫甲府支店、山梨県行政書士会等との連携を更に強化するとともに、山梨大学客員社会連携コーディネータ制度を活用した課題解決に取り組んでまいりました。

引き続き、こうした産学官金労連携の一層の強化を図るとともに、お客様の事業計画に関して職員が適時・適切なアドバイスができるよう総合相談センターの機能を更に充実させ、地域の中小企業・小規模事業者への支援強化に取り組んでまいります。

（5）地域・行政とのネットワーク強化及び顧客利便性の維持

豪雨や地震などの災害に伴う停電などにより、店舗機能が停止する事態も想定されることから、災害時でも金融業務を維持するとともに、店舗戦略の見直しに伴い統合された店舗やエリア制への移行に伴い個人特化店となった店舗周辺のお客様の利便性を維持するため、平成31年4月に県内初の「ATM機能搭載移動店舗車」を導入しております。平常時には、混雑が予想される営業店へ設置し、臨時窓口や店外ATMとして活用しておりますが、台風等による地域停電や災害等の発生時には、現地へ派遣し、被災地や被災店舗における金融支援などに活用してまいります。

今後は、地域社会への貢献、お客様サービスの向上に向け、地域や行政との連携協定の

締結等を進め、地域の皆様のお役に立てるよう取組みを強化してまいります。

(6) 近隣金融機関等との連携推進

当組合では、地域社会の発展と経済の活性化に、より一層貢献することを目的として、都留信用組合と「連携に関する協定」を締結しており、合同で地域のイベントに参加しているほか、業務に関する情報交換や検討会の実施、メール便の代行などの相互連携に取り組んでおります。

また、経営に対する評価の客観性を確保するため、理事会の諮問機関として、外部有識者で構成される「経営諮問会議（アドバイザーボード）」を平成 22 年に設置し、半期毎に開催しております。平成 30 年度に、金融機関の役員経験者を新たな委員として迎えており、11 月には同委員による営業店長向けの研修を実施いたしました。令和元年度においても、7 月に 2 回目の同委員による営業店長向けの研修を実施しております。

引き続き、都留信組との連携協定に基づき、相互の収益性向上に資する取組み強化策の実施に向け検討していくとともに、必要に応じて、県内外の他金融機関との情報交換や意見交換等を実施してまいります。

4. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

① ガバナンス態勢の強化

ア. 経営監視・牽制の適正化

当組合は、コーポレート・ガバナンス態勢の確立を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事会、監事会による経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

常勤理事は、それぞれの担当業務の内容やリスクを十分理解するとともに、非常勤理事も経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの役割を認識するなど、理事一人ひとりが自らの役割・責任を果たすことで牽制機能を高めております。

イ. 経営の客観性・透明性の向上

経営強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、全信組連の経営指導を毎月受けるとともに、年に1回の全国信用組合監査機構の監査を受監し、経営に係る助言を受けております。

② 経営方針の周知

理事長は、毎朝開催している役員部長連絡会（朝会）や毎週初開催している本部朝礼での理事長講話の内容、及び主要会議の席での理事長挨拶の内容等を「理事長メッセージ」として組合内LANにより全役職員へ配信し、当組合の経営方針等を周知しております。また、理事長は監査講評及び、顧客訪問時においても営業店に立ち寄り、現場の職員に対して直接経営方針を伝えております。

更に、定期的に部店長会議を開催しているほか、常勤役員は随時営業店を訪問し、経営方針や本部の施策を明確に伝達するとともに、営業現場の意見を吸い上げることで、本部と営業店における共通認識の醸成に努めております。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

① ALM

組合全体のリスクを統合的に管理するため、「ALM委員会」を設置し、総合企画部を統括部署として、各種リスク管理方針・規程に従い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクをはじめ主要なリスク状況を把握するとともに、評価・計測されたリスクについて、毎月開催の「ALM委員会」（書面開催を含む）及び「ALM部会」にて協議するとともに、収益シミュレーションを実施し、収益性向上に向けた議論を行っております。

更に、管理資料の見直しを実施し、よりポイントを絞った議論を行いやすい形に変更したほか、ALMに関する勉強会を開催するなど、会議の活性化・効率化に取り組んでおります。また、「けんみん短プラ」の見直しが円滑に反映されるよう、見直し基準日並びに集合開催による同委員会の開催周期を変更しております。

令和元年度においても、「ALM委員会」及び「ALM部会」を必要に応じて臨時で開催し、迅速かつ機動的な対応を図っており、リスク管理体制の強化に取り組んでおります。

引き続き、ALM委員会での議論や協議の実効性を更に高めるべく、構成メンバーの見直しや協議内容の集約・集中を図るなど会議の運営方法についても随時見直し、リスク管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

② 信用リスク

信用リスクについては、信用リスク管理方針・規程等に基づき、「個社別取組方針」を策定し、定量・定性の両面でモニタリングを強化し、与信先の経営上の問題点の発見・対応に努めてまいりました。

平成30年度から「信用格付システム」の稼働を開始したことから、「個社別取組方針」は、同システムによる方針策定や実態把握に移行しており、信用格付を実施した先に対するモニタリングや取引方針の検証により信用リスク管理の徹底を図っております。

特に、大口与信集中先や与信額が大きい建設業者、不動産業者については、地域との一体的再生という観点を踏まえつつ、継続的に業績のモニタリングを行うとともに、お取引先との面談を通じて策定した取組方針に基づき、経費圧縮等を柱とした経営改善支援に注力しております。

また、大口与信集中及び業種集中の管理につきましては、与信全体でのシェアを管理し、その結果について定期的にALM委員会を通じて常勤理事会へ報告することにより、経営陣がリスク量を適切に評価・判断できる体制としております。

今後も引き続き、大口管理（クレジットリミット含む）、業種別管理、個社別の方針策定や実態把握を信用リスク管理の柱として取組むとともに、当組合に与える影響度合いから大口先と準大口先の与信管理を優先し、与信の許容度合いや回収と円滑な与信のバランスを常時協議する態勢を構築してまいります。

ア. クレジットリミット管理の強化

当組合では、特定の大口与信先に対して与信管理を徹底し、与信集中や過度の信用リスクが生じることを未然に防止するため、「クレジットリミット管理規程」及び「クレジットリミット運用基準」、「クレジットリミット基本方針」を策定し、与信管理の徹底を図っております。

平成30年11月には、クレジットリミット管理規程、運用基準を一部改正し、クレジットリミット額及びアラームポイントの減額を実施しております。

なお、半期毎にクレジットリミット対象先の見直しを実施しておりますが、令和元年度下期は86グループを選定し、信用リスク管理を行っております。

また、クレジットリミット対象先の管理状況については、理事会に定例報告を実施し、経営監視・牽制が適正に機能する態勢としております。

今後も、クレジットリミット管理の厳格な運用を実施するとともに、リミットを超過している先については超過解消に向けた具体的な計画や方針を常勤理事会等で協議し、策定するとともに、個社別取組方針と連動した業況管理と与信抑制のための方策

や改善上の問題点を一定の頻度で常勤理事会等において協議し、本部・営業店と共同で円滑な融資と回収、保全のバランスを図るなど、より一層の管理強化に取り組んでまいります。

イ. 審査会機能の向上

過度な与信集中を回避するため、平成 30 年 11 月に貸出金決裁権限基準、審査会内規を一部改正いたしました。審査会決裁をこれまでの総与信額 6 億円から 3 億円の減額し、厳格化した基準のもと、大口与信先等に対する取組方針を協議、決定することにより審査会機能の向上を図っております。

また、四半期毎に大口与信先の基準与信額の遵守状況、決算内容、組合取引状況、業況及び問題点、個別案件の動向等のモニタリング結果を理事会及び常勤理事会に報告し、与信集中リスクの把握に努めております。

更に、債務者区分が要管理先以下の案件、クレジットリミット超過の案件等については審査会で取組方針を決定し、信用リスクの低減を図っているほか、営業店に対して審査会への参画を求める手続きを明確化しており、営業店長・融資担当者が出席の上、個社に対する方針決定や個別案件に対する与信審査を協議する機会を設けており情報共有及び態勢強化に取り組んでおります。

令和 2 年 3 月からは、審査会の開催をこれまでの週 2 回から、原則、毎営業日の開催に変更し、より一層の情報共有と迅速な決裁を可能とすることで、信用組合としての強みを一層活かしてまいります。

引き続き、審査会へ上程・報告する態勢の整備を検討していくほか、大口与信先、要管理先、クレジットリミット超過先に対する取組方針の協議、検証を行い、信用リスクの把握や改善策を検討することで、審査会の機能向上に取り組んでまいります。

ウ. 信用格付システムの運用

信用リスク管理の高度化のため、不動産担保評価管理システム及び自己査定支援システムを導入しており、加えて、平成 30 年度より、信用格付システムの運用を開始しております。

これらのシステム導入により、与信取引先の債務者区分の判定や、お客様の状況に応じた適正な金利設定（プライシング）に活用しております。

また、これらのシステムと連動する融資稟議支援システムの運用を開始し、事務の省力化と効率化を図っております。

今後も引き続き、債務者の実態把握に係る指針に基づき、決算書徴求後に速やかに格付作業、取組方針を確定し、適用金利を設定するとともに、格付金利体系の見直しの可否を再度検討するなど、個社の管理強化に努めてまいります。

エ. 信用リスクの実態把握のための体制整備

信用リスクについては、潜在的な信用リスクも含めた不良債権の全体像の把握に努め、不良債権処理の対応方針を検討する態勢としており、全信組連と適時開催してい

る「経営改革協議会」の検討結果を踏まえ、処理方針等を決定しております。

また、倒産した与信先に対する原因や取組経緯などを分析した上で与信審査に活かし、類似事案の未然防止に努めるとともに、当組合の主要与信先である建設業に対する与信管理を強化するなど、融資の基本原則に基づく審査管理の徹底に努めております。

平成 30 年度に、与信先のデフォルト分析に基づく管理の強化について営業店に通知しており、デフォルト先 2 先の原因分析と取組経緯の検証結果を審査会に報告したほか、融資稟議支援システムに蓄積する否決案件の中から、審査判断の高度化の参考となる案件を抽出し、組合内LANを通じて 16 事例を営業店に開示しております。

令和元年度は、デフォルト先 1 先の原因分析と取組経緯の検証結果を審査会に報告したほか、案件事例の開示については、実行後に事故が生じた事例も含めて、6 事例を開示しております。

また、建設業に対する与信管理については、新たに策定した受注工事管理に係る書式を用いて、与信管理の強化を図っております。

③ 市場リスク

市場リスクにつきましては、リスク統括部署（総合企画部）がモニタリングを行い、その結果についてALM委員会及びALM部会を通じて、定期的に常勤理事へ報告し、経営陣がリスク量について適切に評価・判断できる態勢としております。

変動するリスク量及び収益状況を適正に把握し、リスク量を適切にコントロールすることで、安定収益の確保に努めており、市場リスクを伴う取引に際しては、あらかじめ権限・リスク限度・執行手続きなどの市場リスクの管理プロセス及び管理責任を管理規程に定めております。

保有有価証券のリスク管理については、国内債券、転換社債、外国証券、証券投資信託、株式のそれぞれにアラームポイントを設定し、経営体力からみて過大なリスクテイクとならないよう適切な管理をしており、アラームポイントに抵触した場合には、直ちに担当役員に報告するとともに、ALM委員会に報告し、対応策を協議・決定する体制としております。

また、市場リスクの管理手法としては、資産・負債全体の市場リスク量をVaR分析によって計測し、自己資本との比較・検証を行っているほか、市場リスク量を一定の範囲内に管理するため、有価証券最大運用枠の遵守やリスク量の随時モニタリングに努めており、リスク量の上限を超えた場合は、速やかに対応策を策定の上、ALM委員会及びALM部会で対応を協議することとしております。

ア. ALM手法を活用した余資運用ポートフォリオの構築

ALMシステムを用いて、GAP分析、現在価値分析、VaR分析などの各種リスク分析を行っており、こうしたALM手法を更に活用し、資産・負債から生み出される収益の変動や、金利等の水準、ボラティリティの動向を踏まえたリスク・リターン分析を実施しております。

また、この結果を、経営陣に対し、ALM委員会及びALM部会を通じて適切に報告・提案するとともに、分析結果を基に、リスク・リターン戦略等を踏まえた資産運用方針の策定・見直しを協議しており、状況に応じて、適切に運用方針を見直し、リスクに配慮した運用を実施しております。

引き続き、各種ALM分析を実施し、金利リスク・信用リスクに十分配慮した上で、利息収入の積上げを図ってまいります。

イ. ストレステストの実施と検証

予想し得ない金利変化が起きた場合を想定したストレステストを定期的の実施し、当組合の抱える市場リスクが自己資本に対して、どの程度の水準にあるかについて検証しており、適切なリスク管理を行っております。

また、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に係る新たな枠組みの早期警戒制度の実施等に関する改正がなされ、平成31年3月末より、金利水準の変動により、資産・負債の経済価値あるいは収益が変動することにより生じるリスク（ $\Delta E V E$ ・ $\Delta N I I$ など）の算出が必須化されたことから、そのリスクを検証するとともに、適切なリスク管理を行っております。

④ 流動性リスク

ア. 的確な資金ポジションの確保

直面する流動性リスクを適切に管理するため、「流動性リスク管理規程」を制定し、日次、週次、月次で資金の動きをモニタリングする態勢としております。的確な資金ポジションを確保するため、預金、貸出金の状況を適時・適切に把握するとともに、資金繰りリスク管理に係る運用方針のもと、資金調達可能額の管理、流動性ギャップ管理等、流動性維持のための支払準備資産の管理を行っております。

また、流動性リスク顕在化時のボーダーラインを設定し、適切な資金管理を実施するとともに、調達手段・調達先の多様化などにより、流動性確保に向けた態勢整備を図っております。なお、資金面で重大な動きがある場合は速やかに理事長へ報告するなど、迅速な対応をとることで資金繰りの安定に努めております。

イ. 流動性確保を最優先とした実効性のある資金運用

当組合では、ALMデータを基に「流動性リスク管理表」を毎月作成しており、余裕資金の把握と最適な資金運用に努めております。引き続き、預金流出を想定しての的確な資金ポジションを確保するとともに、流動性確保を最優先とした実効性のある資金運用を図り、流動性危機時の対応を強化してまいります。

⑤ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、受動的に発生する事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに特定し、各リスクについて、各所管部署は、各種方針、規程、マニュアルを遵守させる取

組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

これにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化し、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

また、事務リスク管理態勢の強化に係る対応として、事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常勤理事会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することにより、類似事案の再発防止と事務処理水準の維持・向上、事務ミス発生リスクの極小化（未然防止）に取り組んでおります。

事務ミスが発生した場合には、所管部署が損失を最小限にとどめるための指示と解決のための適切な対策を講じることとし、併せて再発防止に関する指導・助言を行うとともに、監査部の監査結果やお客様からの苦情・相談、事務ミスの報告内容等を取りまとめ、本部で情報を共有化・分析し、営業店毎の個別課題に関する臨店指導を行い事務ミスの極小化を図っております。

引き続き、こうした施策を継続して実施するとともに、各種研修の実施、正確な事務処理の徹底、精査・検印体制の強化、実践的研修等を行い、事務リスク管理態勢の更なる強化を図ってまいります。

（３）法令遵守の体制の強化のための方策

法令等遵守態勢の整備・強化については、経営方針の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、営業店及び本部各部にコンプライアンス担当者を配置しております。

また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（推進計画）を策定し、態勢の整備・強化に向け、推進計画の実行、結果の検証、改善策の実施を繰り返すことにより、実効性の確保に努めております。

引き続き、こうした取組みを継続し、各施策の実施状況の検証や問題点の見直し等、PDCAサイクルに基づく評価改善を行ってまいります。また、コンプライアンス統括課職員による臨店、店舗エリア毎に開催される各種会議等へのコンプライアンス統括課職員の参加等により、営業店への指導とモニタリングを強化し、不祥事件の再発防止策の徹底を図ってまいります。

① コンプライアンス委員会の機能強化

コンプライアンス委員会を隔月で開催（令和元年度は6回開催）し、コンプライアンスに抵触する事案の改善対応策・再発防止策の検討のほか、コンプライアンス関連規程・業績評価等についても活発に議論しており、同委員会の機能強化を図っております。

また、法令等遵守態勢や顧客保護管理態勢における事務ミス・苦情等の問題点の整理、原因分析・改善対応策・再発防止策についても同委員会で検討し、職員へ周知しており、より深度ある議論や審議を行うよう取り組んでおります。

② マネーロンダリング等防止態勢の強化

当組合で取扱う金融商品・サービス、お客様との取引形態、お客様の居住する国・地域やお客様の属性等について、「マネーロンダリング・テロ資金供与防止態勢に係る点検表（リスク評価書）」を作成し、当組合自らのリスクを特定・評価した上で、現状把握に努めております。

また、担当役員、関連部署で構成するマネーロンダリング・テロ資金供与防止に係るプロジェクトチームを立ち上げ、必要な協議を行うとともに、コンプライアンス統括課にAML／CFTオーディター及びオフィサーの資格を保有する職員を配置し、本部及び営業店の管理職、窓口係長等に対しては「マネロン対策実践講座」（通信教育）の受講を義務付け、166名が受講するなど、態勢整備に取り組んでおります。

令和元年度は、コンプライアンス・プログラムに「マネロン及びテロ資金供与対策に係る態勢の強化」を盛り込み、コンプライアンス担当者連絡協議会や事務統括会議、外部講師による研修のほか、コンプライアンス統括課職員の臨店指導などを通じて、同対策に係る態勢の強化について周知徹底を図っております。

加えて、リスク評価書やギャップ分析の見直しを実施するとともに、「顧客リスク判定ツール」を使用し、高リスク顧客を特定した上で実態調査を行うなど、高リスク顧客リストの検証も実施しております。

外国送金については、お客様から徴求した関係書類をイメージ管理システムに登録し、氏名・国籍・送金先国名などにより、検索が可能な状態によるデータ保存を実施しているほか、外国人の取引時確認において、在留期限を管理項目へ新たに追加するなど、態勢強化に取り組んでおります。

こうした取組みをリスクの特定や評価対応に活かしていくとともに、リスクに見合った低減策を講じ、関連部署と連携してマネーロンダリング等防止態勢の強化を図ってまいります。

③ リーガルチェック態勢の強化

取扱業務や商品内容の多様化・複雑化が進む中、お客様からの信用・信頼を得るためには、取扱業務や商品の法的適合性を確保し、トラブルや訴訟案件の発生を未然に防止することが重要となっております。

このため、コンプライアンス統括課を中心に顧問弁護士とも連携し、「リーガルチェック規程」に則ったチェックを実施するとともに、新たな法改正や制度改正等に係る情報について、逐次営業店に発信し、リーガルチェック態勢の強化に向けて取り組んでまいります。

④ コンプライアンス担当者連絡協議会の機能向上

コンプライアンス・プログラムの実効性の向上に努めるため、全部店にコンプライアンス担当者を配置するとともに、全部店における法令等遵守への取組状況の平準化とコンプライアンス・プログラムの進捗状況の確認を目的とした「コンプライアンス担当者連絡協議会」を設置し、定期的を開催しております（令和元年度は2回開催）。

これまではコンプライアンス統括課からの説明や注意喚起が主体となっておりましたが、事前に営業店等におけるコンプライアンス上の課題や問題点等を調査、分析することと改め、その結果を基に活発な意見交換、相互理解の場となるよう取り組んでおります。

今後も、双方向での議論が行えるよう同協議会の改善を図り、機能向上に努めてまいります。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

当組合では、理事会の諮問機関として、「経営諮問会議」を設置し、外部有識者より経営全般について助言・提言をいただき、これを経営に反映させることにより、経営の客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っており、平成 22 年 12 月に第 1 回を開催し、令和元年 12 月までに 19 回開催しております。

なお、経営諮問会議には元大学教授（金融機関OB）、公認会計士、地元経済界 2 名に加え、平成 30 年度からは金融機関の役員経験者が参加しており、計 5 名の有識者で構成しております。

令和元年 12 月の同会議においては、広報誌「ぱーとなーず」による地域情報の発信、人材育成の充実化、再生支援協議会を活用した抜本的な経営改善支援の促進、役職員及び組合員に向けた新たな経営ビジョンの策定など、有益な助言や提言をいただき、当組合の経営に反映しております。

このほか、経営に対する評価の客観性を確保するため、全国信用協同組合連合会より当組合の経営戦略や基本方針について客観的な立場での評価・助言、経営指導を受けており、経営の客観性・透明性を高めております。

(5) 情報開示の充実のための方策

当組合は、「ディスクロージャー・ポリシー（情報開示に関する基本的な考え方）」を制定・公表し、適時適切かつ透明性の高い情報開示を行うとともに、お客様に、よりわかりやすく開示していくように努めております。

今後とも、当組合の経営に対する理解を深めていただき、経営の透明性を確保することを目的として、迅速かつ充実した経営情報を開示するとともに、積極的な営業活動に取り組んでまいります。

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 中小規模事業者等向けの信用供与円滑化計画の進捗状況

令和2年3月期における中小規模事業者向けの貸出残高、及び総資産に占める割合の実績については、以下のとおりです。

【 中小規模事業者向け貸出残高の推移 】

(単位：百万円、%)

	H30/3月期 (計画始期)	R2/3月期				R3/3月期 計画
		計画	実績	計画対比	H30/3月期比	
中小規模事業者 向け貸出残高	175,554	177,387	118,315	△59,072	△57,239	178,309
総資産	429,756	433,700	411,631	△22,069	△18,125	435,700
中小規模事業者 向け貸出比率	40.84	40.90	28.74	△12.16	△12.10	40.92

(注)・中小規模事業者向け貸出比率 = 中小規模事業者向け貸出残高 ÷ 総資産
 ・中小規模事業者向け貸出とは、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」別表第1における「中小企業等」から「個人事業者以外の個人」を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外したもの
 政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

県内の中小規模事業者の資金需要が低迷していることに加えて、平成30年度に策定した「経営改革プラン」に掲げる不良債権半減に向け、令和元年度は貸出債権売却（貸出債権売却142億円、うち中小規模事業者117億円）、貸出金の償却（部分直接償却13億円、うち中小規模事業者9億円）を実施したこと、また、大口貸出先に対する貸出の抑制（クレジットリミットの厳格化）、特定業種（建設業者における工事代金を返済財源とした融資、太陽光発電事業や賃貸物件向けの融資等）への融資に対する審査基準を厳格化したこと等の影響により、中小規模事業者向け貸出金残高は計画比59,072百万円、貸出比率は同比12.16ポイント、いずれも下回りました。また、始期値に対しても同残高・比率は下回っております。

「第4次経営強化計画」には、不良債権処理に伴う残高の落ち込みは考慮していないことに加え、過去の反省を踏まえた新たな不良債権発生を抑制するための審査基準等の厳格化の影響もあり、計画値に対し大幅な乖離が生じております。

当然ながら、中小規模事業者向け貸出残高及び同貸出比率の目標達成は、当組合にとって最大の使命と考えており、新型コロナウイルス感染症の影響拡大による中小規模事業者や個人事業主の皆様方に対する金融支援にスピード感をもって最優先に対応していくとともに、「第4次経営強化計画」に掲げた貸出金の増強策を着実に実践し、小口多数による融資推進を徹底してまいります。

また、令和2年度は新たに、「貸出金増強による収益力の回復」を最大のテーマとした

「令和2年度 業務計画」を策定しております。ここに掲げた具体的な戦術や取組むべき事項を理事長並びに役員による臨店などを通じて、営業店長をはじめ組織の隅々まで周知し、更なる営業力向上を図るとともに、目標管理・採算管理態勢を強化し、役職員一体となった推進活動を展開することで、計画目標の達成に向け取組んでまいります。

② 経営改善支援等取組計画の進捗状況

経営改善支援等取組の実績については、融資部企業サポート課及び総合相談センターが中心となり、外部機関・外部専門家と連携したきめ細かな経営相談、早期事業再生等に取り組むとともに、担保・保証に過度に依存しない融資促進等へ積極的に取組んでまいりました。この結果、令和2年3月期における経営改善支援等取組率は計画及び計画始期の水準を上回りました。

【 経営改善支援等取組み推移 】

(単位：先、%)

	H30/3月期 実績 (計画始期)	R2/3月期				R3/3月期 計画
		計画	実績	計画対比	H30/3月 期比	
経営改善支援等取組先数	387	405	412	7	25	419
創業・新事業開拓支援先	31	43	35	△8	4	48
経営相談先	99	158	191	33	92	157
早期事業再生支援先	118	51	49	△2	△69	51
事業承継支援先	5	8	4	△4	△1	8
担保・保証に過度に依存しない融資推進先	134	145	133	△12	△1	155
期初債務者数	5,739	5,611	4,989	△622	△750	5,631
支援取組率	6.74	7.21	8.25	1.04	1.51	7.44

(注)・期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共団体」「雇用・能力開発機構等」「個人(住宅・消費・納税資金等)」を総債務者数から除いた数といたします。
・2008年7月企業支援部設置以降における「経営改善支援取組先」とは以下の取組先といたします。

- (1) 創業・新事業開拓支援先
信用保証協会保証付「起業家支援融資」を取扱った先、新事業展開をサポートする先
- (2) 経営相談先
経営改善指導に係る助言等を継続的に行っている先
- (3) 早期事業再生支援先
経営改善計画の策定を支援し継続してフォローしている先、中小企業再生支援協議会と連携して事業再生を継続して支援している先
- (4) 事業承継支援先
事業承継に係る相談に対し相談等を行った先
- (5) 担保・保証に過度に依存しない融資促進先
資金繰りの円滑化に向けABL手法の活用を行った先、売掛金見合い無担保融資「ネットワークローン」の取組みを行った先

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模事業者等向けの信用供与円滑化の方策

信用供与態勢の充実・強化に向けて、役職員が一丸となり、信用組合の原点に回帰し

た「足で稼ぐ」営業活動を積極的に展開し、中小規模事業者等のお客様への訪問営業を徹底しております。

また、総合相談センターを中心に観光や農業などの成長分野への貸出推進に向けた取組み、外部機関との連携、及びコンサルティング機能の発揮による金融面での支援に取り組むとともに、経営改善や事業再生等支援を必要とするお客様に対しては、融資部内の専担部署である企業サポート課の職員が、実際にお客様を訪問し、経営の課題等について解決に向けた協議を行っております。

このうち、経営改善計画の策定を要するお客様に対しましては、当該部署が再生支援のノウハウを活かし、必要により外部の専門家とも連携しつつ、同計画の策定をサポートしております。

加えて、このような取組みに対応するには、職員のスキルアップ（営業力、提案力、コンサルティング能力等）が必要であることから、OJTや外部機関・外部専門家による研修を実施し、更なる人材育成に積極的に取り組んでおります。

なお、中小規模事業者向け貸出の増強については、毎日リアルタイムで営業統括部が計数目標管理を行っており、適時適切なフォローアップを実施して計画の達成状況把握に努めております。

② 創業又は新事業開拓、事業承継に係る支援等

ア. 新規顧客創造

総合相談センターでは、「山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォーム」のネットワークの活用や関係機関との個別連携により、各機関等との創業・新事業支援のための連携協力に取り組んでおり、各関係機関が開催する創業者向けのセミナーや相談会等の情報を取得し、営業店を通じてお客様に情報提供を行っております。

中小規模事業者向けの国や県の補助制度につきましても、関東経済産業局や山梨県産業労働部等と連携し、お客様からの補助金活用相談への対応や補助金申請へのサポートに取り組んでおります。

令和元年度においては、山梨県中小企業団体中央会、山梨県よろず支援拠点、甲府商工会議所等の各団体が主催する説明会・会議に出席し情報収集に努めるとともに、全国しんくみ保証㈱の保証商品「事業者ローン」をリニューアルし、新規先でも取扱い可能としたほか、創業・起業を対象にした山梨県信用保証協会の保証制度「エール」をはじめ、女性起業家を対象とした「エール・ウーマン」「エール・ステップ」等を積極的に活用し、新規貸出先の開拓推進に取り組んでまいりました。

今後も、こうした連携や交流を活かして、総合相談センターがコンサルタント機能発揮の拠点となり、各営業店とのネットワークを有効に発揮し、創業・新規事業への支援に取り組む中で、新規顧客創造に結びつくよう活動してまいります。

また、相談対応や営業店情報の集約、各関係機関との連携協力の中で把握した情報などを基に、独自商品の充実等にも取り組み、新たなお客様の獲得に努めるとともに、補助金申請につきましても、外部機関や外部専門家等の協力を得ながら、お客様や職員に対する説明会の開催や補助金の申請支援を更に強化してまいります。

イ. 事業承継支援態勢の構築

事業承継の問題は、当組合のお取引先であります中小規模事業者にとって喫緊の課題となっており、当組合としても積極的に取組む必要があると認識しております。

このため、来所相談、出張相談及び営業店からの依頼に基づく訪問相談などによる対応のほか、「山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォーム」のネットワークを活かし、関係機関等（*）と連携し、これらの団体が実施する事業承継関係の各事業に積極的に協力する中で、お客様への情報提供や専門家による無料相談会等の斡旋などに取組んでおります。

（*）やまなし産業支援機構、山梨県中小企業団体中央会、県内2つの商工会議所、山梨県商工会連合会及び県下22の商工会

平成30年度から、山梨県産業労働部が中心となって新設した「山梨県事業承継ネットワーク会議」への参画により、「事業承継診断票」の作成に取組んでおり、提出された診断票を基に優先対応先を選定し、それぞれの対応方針を決定の上、事業承継支援に着手しております。令和元年度も引き続き、「事業承継診断票」の作成を進めるとともに、優先対応先の洗い出しと対応を進めております。

そのほか、廃業も視野に入れているお取引先には、やまなし産業支援機構と連携した事業引継ぎ窓口を利用して善後策やM&Aの対応を図っております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等

ア. 動産担保融資への取組強化

動産担保融資への取組みにつきましては、商用車担保ローン、太陽光発電設備のガイドラインを作成し、太陽光発電設備の動産担保等の設定を行うなど積極的に対応するとともに、本部主導で在庫や売掛債権を担保とした動産担保融資の取扱いを指導し、営業部での活用を進めてまいりました。

また、知的財産の活用につきましては、「知財ビジネス評価書作成支援」の公募情報を営業店に通知し活用を促すとともに、やまなし産業支援機構知財総合支援窓口事業を活用し、知財専門家（弁理士）派遣サポートなどを行ってまいりました。

この結果、お客様の知財ビジネス評価書を受領した取組みのほか、実用新案登録を完了した取組みなど、知的財産を活かした担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等に取組んでおります。

今後も、ものづくりの場で知財評価等が増加することが予想されるため、外部専門家とも連携しながら、営業担当者が営業の一環として動産担保を提案できるよう研修を行うとともに、本部の同行訪問等によるOJTを実施するなど、動産担保融資への取組強化を図ってまいります。

イ. 経営者保証ガイドラインを踏まえた融資への取組み

経営者保証に関するガイドラインにつきましては、「経営者保証に関するガイドラインの適用マニュアル」を策定し、各営業店の管理職及び営業担当者全員を対象に説

明会を開催し周知徹底を図っております。

また、令和元年12月には、「経営者保証に関するガイドライン」を補完するものとして、新たに「経営者保証に関するガイドライン」の特則が策定・公表されたことを受け、事業承継時の経営者保証においては、原則、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めない取扱いといたしました。

引き続き、同マニュアルの趣旨を踏まえた上で、中小規模事業者への新規融資に対する適用、回収局面における保証解除等に対して真摯に取り組んでまいります。

④ 経営改善支援への取組強化

当組合は経営改善の可能性が高いと認められるお取引先に対して、所管部署である企業サポート課が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営改善支援及び早期事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

また、中小規模事業者への訪問等を通じた業況モニタリング、同事業者の顧問税理士と連携したキャッシュフロー検証等などの財務分析による状況把握を踏まえて、経営改善計画の策定支援を実施しております。

引き続き、対象先を選定し、経営改善支援の取組みを実施するとともに、中小規模事業者への支援を強化するため、本部と営業店の間で定期的な意見交換等を行い、緊密な連携と意思疎通により実効性の高い効果的な経営改善支援体制を構築してまいります。その際には、中小企業診断士・税理士・外部支援機関等との更なる緊密かつ重層的な連携を図ることで認定支援機関としての活動を強化してまいります。

⑤ 人材の育成

融資担当者及び役席者の審査・管理能力等のスキルアップを目的に、全国信用組合中央協会や山梨県信用組合協会が主催する研修会に積極的に職員を派遣しております。

また、融資スキルアップ研修等を通じて営業店職員のレベルアップに努め、目利き力の向上を図ってまいりましたが、戦力化のための人材育成については不足しており、外部機関・外部専門家と連携した人材育成が必要と認識しております。

令和元年度は、㈱タナベ経営による「事業性評価トレーニング研修」を3回開催したほか、定期的なOJT等によるノウハウの承継や顧客対応力向上のための人材育成を図っております。

今後も、外部機関・外部専門家と連携した研修等を開催し、企業の強みの掘り起こしや収益確保の方策等、お取引先の状況把握に長けた人材の育成に努めるとともに、研修後のフォローアップ方法も検討し、業務への浸透を図ってまいります。

(3) 主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

① 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策

取引先企業に対する定期的なモニタリング実施により、お取引先が抱える経営課題をいち早く把握することで、課題の早期解決により経営改善の実効性を高め、お取引先の財務状況の改善に努めております。

当組合は、「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新等支援機関に認定されており、商工団体等関係機関と緊密な連携のもと、中小規模事業者の経営革新への支援、新事業展開への支援及び経営力向上のための支援並びに創業支援等に取り組んでおり、認定支援機関として外部機関・外部専門家との連携により中小規模事業者の経営改善支援への取組強化を図るため、各行政機関が個別に実施する各種支援策の有効活用に取り組んでおります。

具体的な取組みとしましては、営業店の担当者に対して、補助金とその詳細が一目でわかる「各種補助金及び助成金一覧」及び専門家派遣事業をまとめた「専門家派遣一覧」を作成・配付し活用を促しております。加えて、補助金の公募期間等については、関係機関から情報を収集し、営業店へ適時に周知しております。

更に、申請の際にもサポートを行うなど、補助金や専門家派遣の利用促進に向けて取り組んでいるほか、補助事業者に対しましても、補助事業終了後も認定支援機関として伴走型での継続的なサポートを行っております。

引き続き、山梨県中小企業経営革新サポートプラットフォーム及び山梨県よろず支援拠点等が行っている支援事業の活用を営業店へ周知し、各種補助金申請及び専門家派遣等のサポートに積極的に取組み、認定支援機関としての役割を発揮していくとともに、「経営力向上計画」策定等への支援につきましても、ローカルベンチマークの活用などを通じたきめ細かなコンサルティング機能の強化に取り組んでまいります。

② 成長が見込める分野を通じての地域活性化に資する取組み

農業、医療介護福祉、環境等は市場拡大が期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識のもと、各分野に対する商品を開発し推進を図っております。

また、日本銀行の「成長基盤強化を支援するための資金供給」制度を利用した『けんみん信組「成長基盤強化支援制度」』を創設し、成長が見込まれる分野に係る地域の中小規模事業者の皆様に、積極的な資金供給を実施しております。

加えて、平成30年2月には、山梨県、長野県及び両県の農業信用基金協会、農林水産長期金融協会と契約を締結し、「山梨県農業近代化資金」及び「長野県農業近代化資金」の取扱いを開始したほか、令和元年8月には、地域独自のニーズを捉えた小口無担保融資商品として、「けんみん信組 峡東地域農業被害対策融資」の発売を開始いたしました。

更に、自然災害等により被害を受けた事業者を迅速に支援するため、同被害対策融資を体系化し、11月には「令和元年台風19号被害対策融資」を新たに指定いたしました。

今後も、各商品のPRを強化するとともに、地道な訪問活動による情報収集やニーズの掘り起こし、お客様にとって最適なソリューションの提供、きめ細かな金融サービスの展開により推進を図っていくほか、お客様の利便性向上の観点から商品自体の見直しについても検討してまいります。

また、福祉・観光分野については山梨県にとって成長性の高い分野であり、地域活性化の観点からも積極的に推進していく方針としております。特に観光業につきましても、あらゆる産業の生産物やサービス等を複合的に活用し、より高いレベルの商品、サービ

スを提供してお客様を満足させる産業であり、非常にポテンシャルが高い分野であると認識しており、「信用組合年金旅行等ビジネス交流会」にお取引先とともに参加しているほか、峡東地区の3市が推進している「峡東地域ワインリゾート構想」への協力など、積極的に連携を図っております。

今後も、成長分野の一つであります観光分野に対しまして、県や各市町村、やまなし観光推進機構や地域の観光組合と連携した金融支援や専門家派遣など、金融仲介機能の発揮に努めるとともに、地域経済や産業の発展を支えてまいります。

③ 地方創生への取組み

当組合では、県や各市町村の取組みに基づく構想や事業推進へ積極的な参画を行っており、産業面では「山梨県産業立地推進員」として、県との地域情報の共有を進めるとともに、「山梨県IoT推進ラボ」事業では構成機関として事業に参画しているほか、県下各市町村及び長野県川上村の地方版総合戦略策定並びにその推進に参画しており、各営業店の営業店長をはじめ、営業統括部及び総合相談センターがメンバーとして協力しております。

また、総合戦略の主要事業となる移住・定住促進施策では、山梨県との協定に基づき、各営業店及び総合相談センターに「移住・定住相談窓口」を設け、相談対応を開始するとともに、県の「甲斐適生活応援隊」の構成機関として参画するなど、定住促進に向けた協力を実施しております。

そのほか、生活環境面においては、「地域の高齢者等の安心・安全な生活環境づくりに向けた協定」により、異常発見通報や安否確認など、地域の見守り活動を行っております。

更に、市町村総合戦略の「しごと創生」の一つの柱となる創業支援に関する市町村との連携においては、各市町村の認定計画に基づき、各営業店及び総合相談センターで創業相談を実施するとともに、市町村が開催する創業等の個別相談会に職員を派遣して相談対応を実施するなど、様々な対応を行っております。

令和2年2月には、「公益財団法人 産業雇用安定センター」と連携協定を締結し、人材不足に悩む事業者を支援する態勢を構築いたしました。これを積極的に活用し、求職者と企業側のマッチングを図り、地方創生に繋げてまいります。

今後も関係営業店及び各市町村と連携した創業融資相談を積極的に実施するとともに、中小規模事業者への支援など地域密着型の金融機関としての特性を活かして、地域のまち・ひと・しごと創生に取組み、地方創生での連携推進を図ってまいります。

地域経済の発展なくして、当組合の発展はなく、地域の経済活動や産業活動を金融面から支えるべく、総合相談センターを中心に、地方創生へ向けて積極的に取組んでまいります。

6. 剰余金処分の方針

令和2年3月期決算は、当期純利益△4,326百万円を計上し、配当可能剰余金が確保できなかったことから、誠に遺憾ながら、引き続き出資金配当は無配とさせていただきました。

このような結果になったことを真摯に受け止め、「第4次経営強化計画」のもと、生産性の向上と収益力の強化に努め、繰越損失の早期解消と優先出資に対する所定の配当の実現を目指すとともに、内部留保の蓄積による優先出資の消却財源確保に、総力を挙げて取り組んでまいります。

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

(1) 経営管理に係る体制

① 経営強化計画の確実な履行の確保

経営強化計画の進捗状況につきましては、「経営強化計画等進捗管理委員会」を毎月開催し、施策の実施状況を管理しております。

同委員会では、計画の進捗状況の確認及び実行された施策の検証・チェックを行うとともに、必要に応じて改善策等を協議する体制としており、経営強化計画の進捗に遅延が生じるおそれがある場合は、その対応について協議し、役職員が一体となって計画達成に向けて取り組んでおります。

また、同委員会では、①営業戦略会議における協議結果の報告及び個別営業店毎の課題に対する取組状況の把握と本部の指導内容の適切性の検証、②委員会において出された改善対応策や役員からの指示事項については、所管部署より、その対応状況・改善策の取組状況等を次回以降の委員会における協議項目として説明・報告することを必須として、継続して委員全体で協議、③確実にトレースを行う枠組みとして、「施策への取組み」－「進捗協議」－「改善策検討」－「施策・改善策への取組み」といったPDCAサイクルの実践等を行っており、会議の概要は全営業店長に開示し、情報の共有化に努めております。

今後も参加メンバーや会議運営のあり方など、随時見直しを行い、会議の実効性確保に努めてまいります。

② 内部監査体制の充実

理事会は「内部監査基本方針」を制定するとともに、内部監査部署である監査部を理事会直轄の組織として、その独立性を確保しております。監査部は、当方針に基づく監査を通じて、各部門における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点が発見された場合には指摘のみにとどまらず、被監査部門と関連所管部に問題点に対する改善の提言を行っております。

また、営業店の監査結果により発見された問題点等については、隔月で開催する「事務改善・監査報告協議会」を通じて本部関連部署と問題点等の共有化と改善対応策の協議を行い、改善対応結果について監査部に報告する体制としております。監査部では内部監査指摘項目について、フォローアップ検証の実施による改善への取組状況と改善状況の確認を行っております。

引き続き、こうした内部監査体制を継続し、PDCAサイクルを実践していくことにより、内部監査機能の更なる充実に取り組んでまいります。また、内部監査項目の見直しを継続するとともに、外部研修派遣による監査員の専門知識、内部監査能力の向上に努

めてまいります。

③ 苦情処理、紛争解決措置

「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR制度）」の創設に伴い、なお一層の顧客保護の充実及び金融商品・サービスに対する顧客の信頼性向上を目的として、内部管理態勢を整備するとともに、顧客サポートに関する規程・マニュアル等を制定しております。

当組合との取引に関する苦情等については、当組合のほか、山梨地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所をはじめとする他機関でも受け付けることとしており、お客様からの苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めております。

なお、当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要は、当組合ホームページに公表しております。

（２）各種のリスク管理の状況

各種リスク全般を管理する「ALM委員会」の組織体制、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、オペレーショナル・リスク管理態勢については、「4.（２）リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

以上